平成 28 年分
贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。 目　次 は、次ページをご覧ください。
  申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成28年分の贈与税の申告書の受付は、平成29年２月１日(水)から同年３月15日(水)までです。
- 平成28年分の贈与税の納期限は、平成29年３月15日(水)です。

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

① 「作成コーナー」へアクセス
ご自宅のパソコンから、「作成コーナー」で検索。

② 申告書を作成
画面の案内に従って金額等を入力し、申告書を作成。

③ 申告書を提出
▶ e-Tax の場合
事前準備が必要です。
詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。
▶ 書面提出の場合
印刷して郵送等で提出。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp
作成コーナー　検索

作成方法の概要や入力例は、59～63ページをご覧ください。

※　e-Taxで申告を行う場合の添付書類のイメージデータ（PDF方式）による提出については、裏表紙をご覧ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

平成 28 年分以降の贈与税の申告書には、

マイナンバー（12 桁）の記載
申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告をされる方（贈与を受けた方）のマイナンバーの記載が**必要**です。

＋

本人確認書類の提示又は写しの添付
マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告をされる方（贈与を受けた方）の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

が必要になります。

【本人確認書類の例】　例１　マイナンバーカード
例２　通知カード ＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証　など
詳しくは、６ページをご覧ください。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」【http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm】をご覧ください。

目　　次

Ⅰ　はじめに

１　贈与税の概要

(1) 暦年課税 ・・ 2

(2) 相続時精算課税 ・・ 4

２　贈与税の申告書の提出期間と提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

３　贈与税の申告書の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

４　マイナンバー（個人番号）の記載等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

５　贈与税の納付 ・・・ 7

６　贈与税の申告に誤りがある場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

７　参考

(1) 贈与税の課税財産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 信託に関する権利等の贈与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(3) 贈与財産の評価 ・・・ 14

Ⅱ　申告書の作成例等

１　贈与税の申告書の書きかた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

２　申告書の作成例

【事例１】暦年課税（特例税率）を適用する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【事例２】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【事例３】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

≪**贈与税の配偶者控除の特例**のチェックシート・添付書類≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【事例４】相続時精算課税を適用する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

≪**相続時精算課税を選択する場合**のチェックシート・添付書類≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

【事例５】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

【事例６】住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合 ・・ 34

○　住宅取得等資金の贈与の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分 ・・ 38

≪Ⓐ **住宅取得等資金の非課税**のチェックシート・添付書類≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

≪Ⓑ **住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例**のチェックシート・添付書類≫ ・ 43

≪Ⓒ **震災に係る住宅取得等資金の非課税**のチェックシート・添付書類≫ ・・・・・・・・・・・・・・ 47

【事例７】農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合 ・・・・・・・・・・ 51

≪**農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例**の添付書類≫ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

【事例８】非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合 ・・・・・・ 55

≪**非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例**のチェックシート・添付書類≫ ・・・・ 57

Ⅲ　「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成

確定申告書等作成コーナーの入力手順など ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

Ⅳ　各種特例の概要等

１　贈与税の配偶者控除の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

２　住宅取得等資金の非課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

３　住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

４　震災に係る住宅取得等資金の非課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

５　農地等についての納税猶予及び免除の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

６　非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

７　医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例 ・・・・・・・・・ 79

８　医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例 ・・ 83

９　相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置 ・・・・・・・・・・ 84

10　災害により被害を受けた場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

【参考】贈与税（暦年課税）の税額の計算明細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

相続時精算課税選択届出書（様式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

本人確認書類（写）添付台紙（様式） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の１月１日現在のもの）
- 贈与者　→　６０歳以上の者（父母や祖父母など）
- 受贈者　→　２０歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

相続時精算課税を

選択する　相続時精算課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額　2,500 万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

② 税率

特別控除額を超えた部分に対して、一律 20%の税率を適用して計算します。

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相 続 時 に 精 算

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

選択しない　暦年課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額　毎年 110 万円

② 税率

基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、

「一般税率」又は「特例税率」

を適用して計算します。

※ 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の１月１日において 20 歳以上である場合には、「特例税率」を適用して計算します。

また、「特例税率」の適用がない財産については、「一般税率」を適用して計算します。

上記税率を適用した贈与税額の計算方法など詳しくは、２ページ以降をご覧ください。

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前３年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されません。

Ⅰ　はじめに

1　贈与税の概要

平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 1 年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

①　「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超えるとき

②　「相続時精算課税」を適用するとき

（注）　人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

(1) 暦年課税

イ　概要

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1 年間に 2 人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から 2 回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

ロ　適用される税率

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から**基礎控除額（110 万円）**を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、3 ページの「贈与税の速算表」により**「一般税率」**又は**「特例税率」**のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

(ｲ)　一般税率

直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の 1 月 1 日において 20 歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。この「一般税率」の適用がある財産を**「一般贈与財産」**といいます。

(ﾛ)　特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の 1 月 1 日において 20 歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。この「特例税率」の適用がある財産を**「特例贈与財産」**といいます。

ハ　「特例税率」の適用を受ける場合の手続

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人（受贈者）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①　「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の課税価格が 300 万円を超えるとき

②　「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の課税価格※が 300 万円を超えるとき

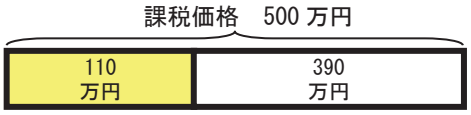
※　「一般贈与財産」について配偶者控除の特例（64ページ参照）の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

ニ　計算方法（例）

○　特例贈与財産（500 万円）のみの贈与を受けた場合

STEP 1　１年間に贈与を受けた特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）を計算します。

STEP 2　課税価格から基礎控除額（110 万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により贈与税額を計算します。

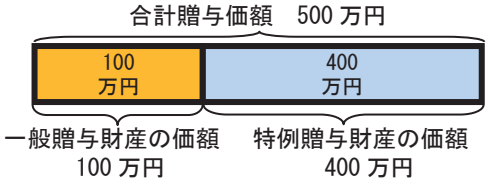


（基礎控除額）　（基礎控除後の課税価格）　（特例税率）　（控除額）　（贈与税額）
390 万円　×　15%　－　10 万円　＝　48.5 万円

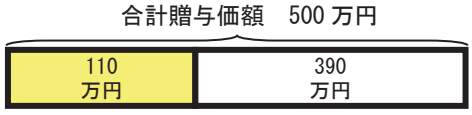
○　一般贈与財産（100 万円）と特例贈与財産（400 万円）の両方の贈与を受けた場合

STEP 1　１年間に贈与を受けた一般贈与財産の価額※と特例贈与財産の価額の合計額（合計贈与価額）を計算します。

※　「一般贈与財産」について、配偶者控除の特例（64ページ参照）の適用を受ける場合には、配偶者控除額を控除した金額となります。



STEP 2　合計贈与価額から基礎控除額（110 万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（一般贈与財産用）】により計算した金額に、一般贈与財産の価額が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて、一般贈与財産に対応する贈与税額を計算します。



（基礎控除額）　（基礎控除後の課税価格）　（一般税率）　（控除額）　（税額）
390 万円　×　20%　－　25 万円　＝　53 万円

（税額）　（一般贈与財産の価額が占める割合）（一般贈与財産に対応する贈与税額）
53 万円　×　100 万円　／　500 万円　＝　10.6 万円　……①

STEP 3　STEP 2 と同様に、合計贈与価額から基礎控除額（110 万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により計算した金額に、特例贈与財産の価額が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて、特例贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

（基礎控除後の課税価格）　（特例税率）　（控除額）　（税額）
390 万円　×　15%　－　10 万円　＝　48.5 万円

（税額）　（特例贈与財産の価額が占める割合）　（特例贈与財産に対応する贈与税額）
48.5 万円　×　400 万円　／　500 万円　＝　38.8 万円　……②

STEP 4　STEP 2 と STEP 3 で算出した税額を合計し、贈与税額を計算します。

10.6 万円（①）　＋　38.8 万円（②）　＝　49.4 万円（贈与税額）

※　暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、85、86ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

贈与税の速算表（平成 27 年分以降用）

【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	－	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	－	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

(2) 相続時精算課税

イ　概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から１年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その財産の価額が 110 万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。

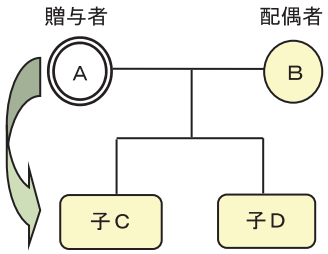
② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

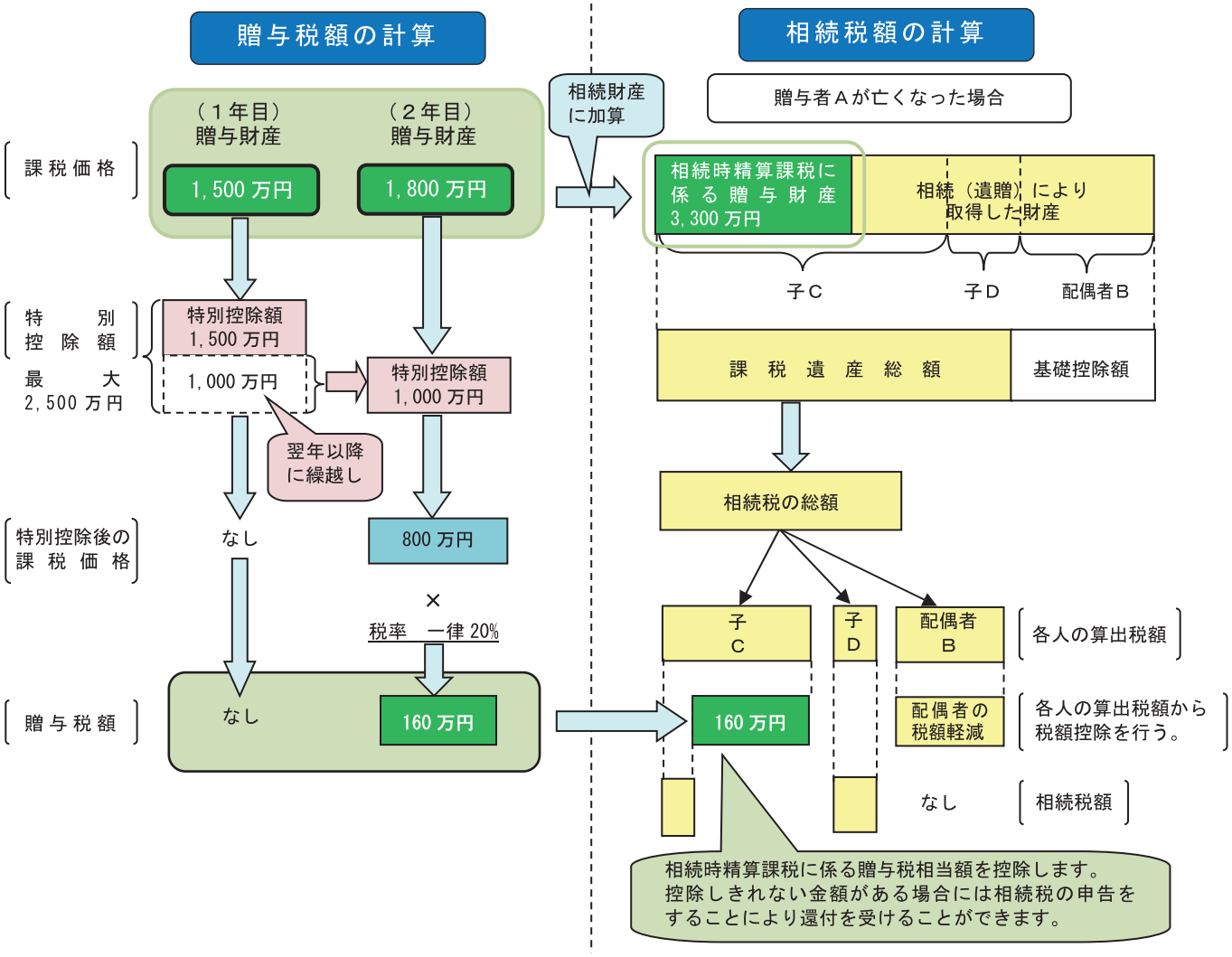
ロ　相続時精算課税のしくみ

《事例》

夫婦と子２人の家族で、子Ｃは Ａから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択し、２回の贈与を受けていた。

贈与財産
１年目　1,500 万円
２年目　1,800 万円





ハ　適用要件

(イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の１月１日において**60歳以上（平成28年分の贈与については、昭和31年１月２日以前に生まれた人）**の人（父母や祖父母など）であること。
受贈者	贈与を受けた年の１月１日において**20歳以上（平成28年分の贈与については、平成８年１月２日以前に生まれた人）**で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。

（注）1　その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

2　その贈与者の子（養親）の養子となったことにより、贈与を受けた年の途中でその贈与者の孫となった場合には、孫となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(ロ)　適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）に**「相続時精算課税選択届出書」**（87ページ参照）を**「申告書第一表（兼贈与税の額の計算明細書）」、「申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」**及び**「添付書類」**（31ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます**（(注)1の場合に該当する人を除きます。）。

（注）1　上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成27年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（31ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。

2　平成27年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。

3　上記の手続は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例の一つである「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（68ページ参照）の適用を受ける場合にも必要となります。

4　相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

ニ　計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、１年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に20％の税率を乗じて贈与税額を計算します。

相続時精算課税の特別控除額とは、次の１又は２に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

1　2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額）

2　相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

（注）1　**相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます**（28ページの【事例４】参照）。

2　控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。

2　贈与税の申告書の提出期間と提出先

平成 28 年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、

平成 29 年２月１日（水）から平成 29 年３月 15 日（水）までです。

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱へ投函する方法のほか、e－Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。

税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、**一部の税務署**では２月 19 日（日）と２月 26 日（日）に限り**日曜日**でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

（注）１　郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。

２　「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

３　申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

４　国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、マイナンバーカードなどの電子証明書（※）とＩＣカードリーダライタを用意すれば、「e－Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※　住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e－Tax でご利用いただけます。

3　贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表（兼贈与税の額の計算明細書）」、「第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」と「第二表（相続時精算課税の計算明細書）」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申　告　の　内　容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
「住宅取得等資金の非課税」（65ページ参照）と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
「住宅取得等資金の非課税」（65ページ参照）と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

（注）１　第一表の二は、１枚に記載できる贈与者は２人ですので、贈与者が３人以上の場合には複数枚を使用することになります。

２　第二表は、特定贈与者（相続時精算課税選択届出書に係る贈与者をいいます。以下同じです。）ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

4　マイナンバー（個人番号）の記載等について

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成 28 年分以降の贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、申告をされる方（贈与を受けた方）の本人確認書類（次ページ参照）の提示又は写しの添付が必要となります。

（注）　本人確認書類の写しを添付する場合には、「本人確認書類（写）添付台紙」（89ページ参照）などに貼って、提出してください。

<table>
<tr><th>マイナンバーカードの有無</th><th>本人確認書類</th><th>添付又は提示</th></tr>
<tr><td>マイナンバーカードをお持ちの方</td><td>マイナンバーカード（個人番号カード）
※　写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。</td><td rowspan="2">添付又は提示
本人確認書類の写しを、「本人確認書類（写）添付台紙」（89ページ参照）などに貼って、申告書と一緒に提出する。
又は
本人確認書類を、提出の際に提示する。</td></tr>
<tr><td>マイナンバーカードをお持ちでない方</td><td>①番号確認書類　及び　②身元確認書類
① 番号確認書類《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》：・通知カード・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうち、いずれか１つ
＋
② 身元確認書類《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》：・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなどのうち、いずれか１つ</td></tr>
</table>

５　贈与税の納付

(1) 原則

平成 28 年分の贈与税の納期限は、平成 29 年３月 15 日(水)です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

（注）　納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

	割　合
①　納期限の翌日から２月を経過する日まで	年「7.3%」と「特例基準割合（※）＋１%」のいずれか低い割合
②　納期限の翌日から２月を経過した日以後	年「14.6%」と「特例基準割合（※）＋7.3%」のいずれか低い割合

※　特例基準割合
各年の前々年の 10 月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合

イ　現金で納付する

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は受贈者の住所地の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

（注）１　納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
２　納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

ロ　電子納税を利用する

(ｲ) インターネットバンキング等を利用する場合

ペイジー対応の金融機関のＡＴＭやインターネットバンキングを利用して贈与税を納付することができます。

（注）　ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ＡＴＭから行うことができるサービスです。利用するためには、金融機関との間でインターネットバンキング等の契約が必要です（ＡＴＭをご利用の場合には不要です。）。

(ﾛ) ダイレクト納付を利用する場合

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に贈与税を納付することができます。

（注） ダイレクト納付を利用するためには、e-Tax の利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を書面で提出する必要があります。ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで**１か月程度**かかります。

※　電子納税の手続は、「確定申告書等作成コーナー」（贈与税の申告書作成コーナー）から行うこともできます。

ハ　クレジットカードで納付する

インターネットを利用して専用のＷｅｂ画面から贈与税を納付することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

（注） 金融機関又は税務署の納税窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

※　クレジットカード納付の手続は、「確定申告書等作成コーナー」（贈与税の申告書作成コーナー）の「納期限・納付方法」画面等からアクセスできる「国税クレジットカードお支払サイト」から行うこともできます。

(2) 贈与税の延納

贈与税は、納期限までに金銭で納付するのが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、例外的な納付方法である延納が認められます。

なお、延納の詳しい内容については、税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞申告・納税手続＞延納・物納申請等）に掲載しております「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

イ　延納の要件

次の表の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が 10 万円を超えていること。
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
3	納期限までに延納申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
4	延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供すること。

（注）1　延納税額が 100 万円以下で、かつ、延納期間が３年以下である場合は、担保を提供する必要はありません。

2　申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、税務署にご相談ください。

ロ　延納期間及び延納利子税

(ｲ) 延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、５年以内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

(ﾛ) 延納利子税

延納税額には、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、延納特例基準割合（※）が年7.3%に満たない場合は、次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）が適用されます。

（算式）

$$6.6\% \times \frac{\text{延納特例基準割合（※）}}{7.3\%}$$

※　延納特例基準割合

各分納期間の開始の日の属する年の前々年の 10 月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合

ハ　担保の種類等

(ｲ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。

なお、延納の担保は、贈与を受けた財産に限らず、自己の固有の財産又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
3	土地
4	建物、立木等で保険に附したもの
5	鉄道財団等
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注)　上記の表の２の有価証券のうち、取引相場のない株式については、次のいずれかに該当する事由がある場合に限り、担保として提供することができます。

①　贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式で、かつ、その株式以外に延納の担保として提供すべき適当な財産がないと認められること。

②　取引相場のない株式以外に財産があるが、その財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること。

(ﾛ) 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならないことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分（共有者全員が持分全部を提供する場合を除きます。）
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

※　贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

６　贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあったため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多すぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは税務署にお尋ねください。



7　参考

(1) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「**イ　贈与を受けた財産**」及び「**ロ　贈与を受けたものとみなされる財産**」です。

イ　贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

（注）1　親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。

2　親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。

3　子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。

4　共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

ロ　贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人が受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人が定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1から5までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	教育資金の非課税（11ページ参照）の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額
8	結婚・子育て資金の非課税（12ページ参照）の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額及び管理残額を控除した残額

ハ　贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（13ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（65ページ及び70ページ参照）の適用を受ける金銭
12	教育資金の非課税（11ページ参照）の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等
13	結婚・子育て資金の非課税（12ページ参照）の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

○　制度の概要

平成25年４月１日から平成31年３月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下このページにおいて「受贈者」といいます。）が、教育資金(注１)に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額（注２）から教育資金支出額（注３）（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

(注)1　**教育資金**とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1)　学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

①　入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

②　学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

※　「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。

(2)　学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。

＜イ　役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞

③　教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④　スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤　③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

＜ロ　イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞

⑥　②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

⑦　通学定期代、留学のための渡航費などの交通費（平成27年４月以降に支払う一定のものが対象となります。）

2　**非課税拠出額**とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

3　**教育資金支出額**とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」）をご確認いただくか、税務署にお尋ねください。

なお、**教育資金**及び**学校等の範囲**については、文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】（教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。

Ｑ＆Ａ　「教育資金の非課税」の特例の適用

問:　「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答:　「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注）　教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）

○　制度の概要

平成27年４月１日から平成31年３月31日までの間に、個人（20歳以上50歳未満の方に限ります。以下このページにおいて「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金(注１)に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下このページにおいて「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額（注２）から結婚・子育て資金支出額（注３）（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。）を控除した残額（以下このページにおいて「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

その後、受贈者が50歳に達するなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

(注)1　**結婚・子育て資金**とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1)　結婚に際して支払う次のような金銭（300万円限度）をいいます。

① 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の１年前の日以後に支払われるもの）

② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）

(2)　妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。

③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用

④ 分べん費等・産後ケアに要する費用

⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

2　**非課税拠出額**とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

3　**結婚・子育て資金支出額**とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」）をご確認いただくか、税務署にお尋ねください。

なお、**結婚・子育て資金等の範囲**については、内閣府ホームページ【www.cao.go.jp】（結婚・子育て資金等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。

Ｑ＆Ａ　「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用

問:　「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答:　「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結婚・子育て資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、結婚・子育て資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注）　結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

「特定贈与財産」

特定贈与財産（10ページ）とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、「贈与税がかからない財産」（10ページのハの８参照）には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、64ページを参照してください。

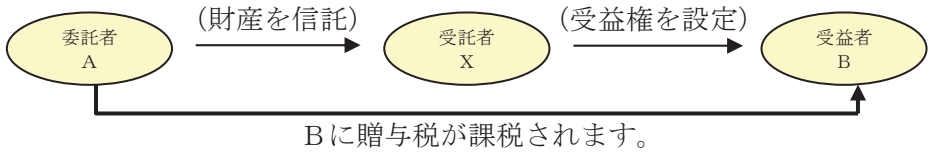
(2) 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場合には、贈与税の申告が必要となります。

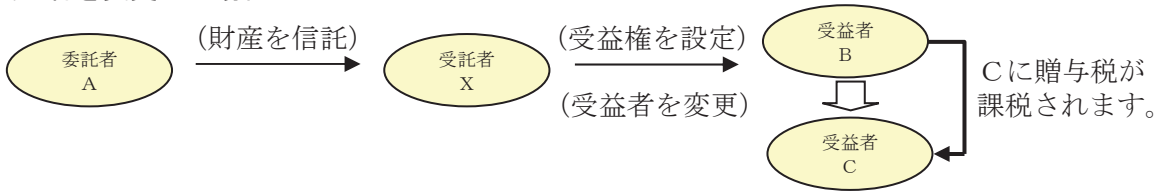
また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益者となる信託の設定を行った場合（例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受益者として指定した場合）には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。

信託の設定等により贈与税の課税関係が生じるケース（例）

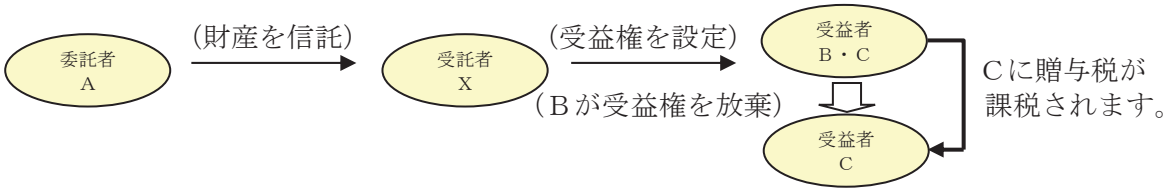
1　委託者と受益者が異なる場合



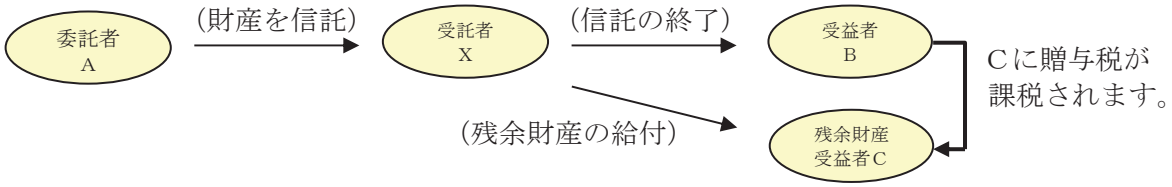
2　受益者を変更した場合



3　受益者の一部の人が権利を放棄した場合



4　信託が終了し残余財産が給付された場合



(3) 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。
主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。
詳しくは税務署にお尋ねください。

イ　土地

(イ) 宅地

宅地の評価方式には、**【路線価方式】**と**【倍率方式】**という２つの方法があります。

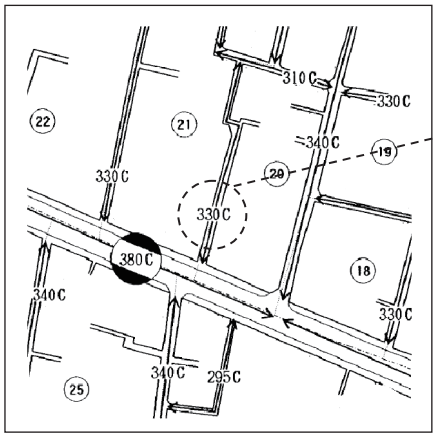
【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の１平方メートル当たりの価額のことで、「路線価図」で確認することができます。

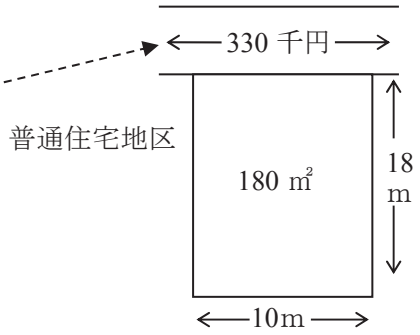
宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

（注） 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞財産評価関係＞４　土地及び土地の上に存する権利の評価明細書「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表」）をご確認ください。

路線価図（抜粋）



（例）



（路線価）（奥行価格補正率）（面積）　　（評価額）

33 万円　×　1.00　×　180 ㎡　＝　5,940 万円

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純　13	純　22				
1.1	純　11	純　16	純　19	純　20		

（例）

（固定資産税評価額）　（倍率）　（評価額）

1,000 万円　×　1.1　＝　1,100 万円

（注） 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。

(ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借　地　権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時において借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸　宅　地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

(ハ) 田畑又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

ロ　家屋

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

ハ　森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。）を基として評価します。

ニ　事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

ホ　上場株式

原則として、次の(イ)から(ニ)までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

(イ) 贈与を受けた日の終値
(ロ) 贈与を受けた月の毎日の終値の月平均額
(ハ) 贈与を受けた月の前月の毎日の終値の月平均額
(ニ) 贈与を受けた月の前々月の毎日の終値の月平均額

（注） 上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

ヘ　取引相場のない株式、出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

(イ) 類似業種比準方式
(ロ) 純資産価額方式
(ハ) (イ)と(ロ)の併用方式
(ニ) 配当還元方式

ト　家庭用財産・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

チ　書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

※ 贈与財産の評価に当たって作成した評価明細書は、贈与税の申告書に添付してください。

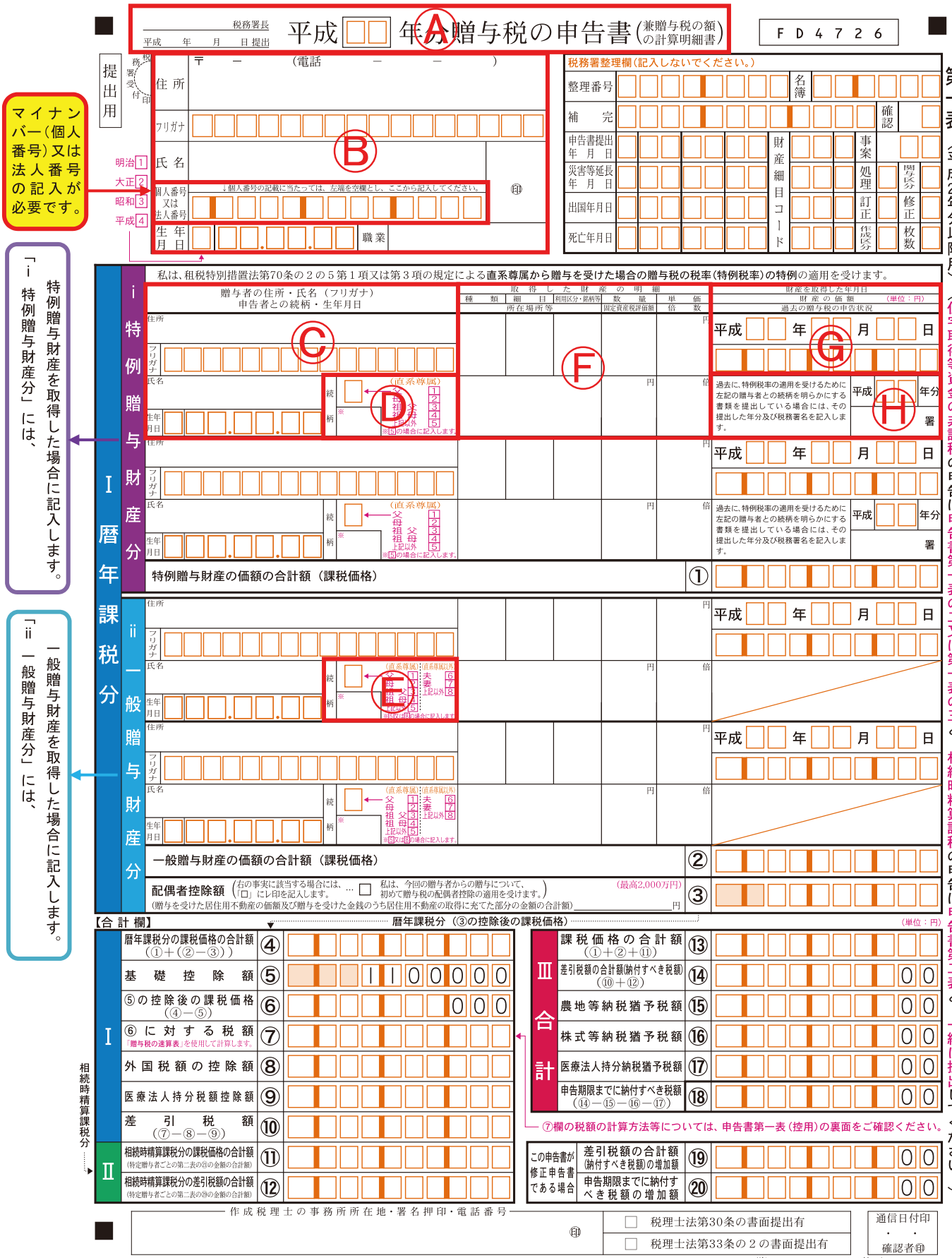
Ⅱ　申告書の作成例等

※　「『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」については59ページを参照してください。

1　贈与税の申告書の書きかた

(1)　申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、85、86ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。



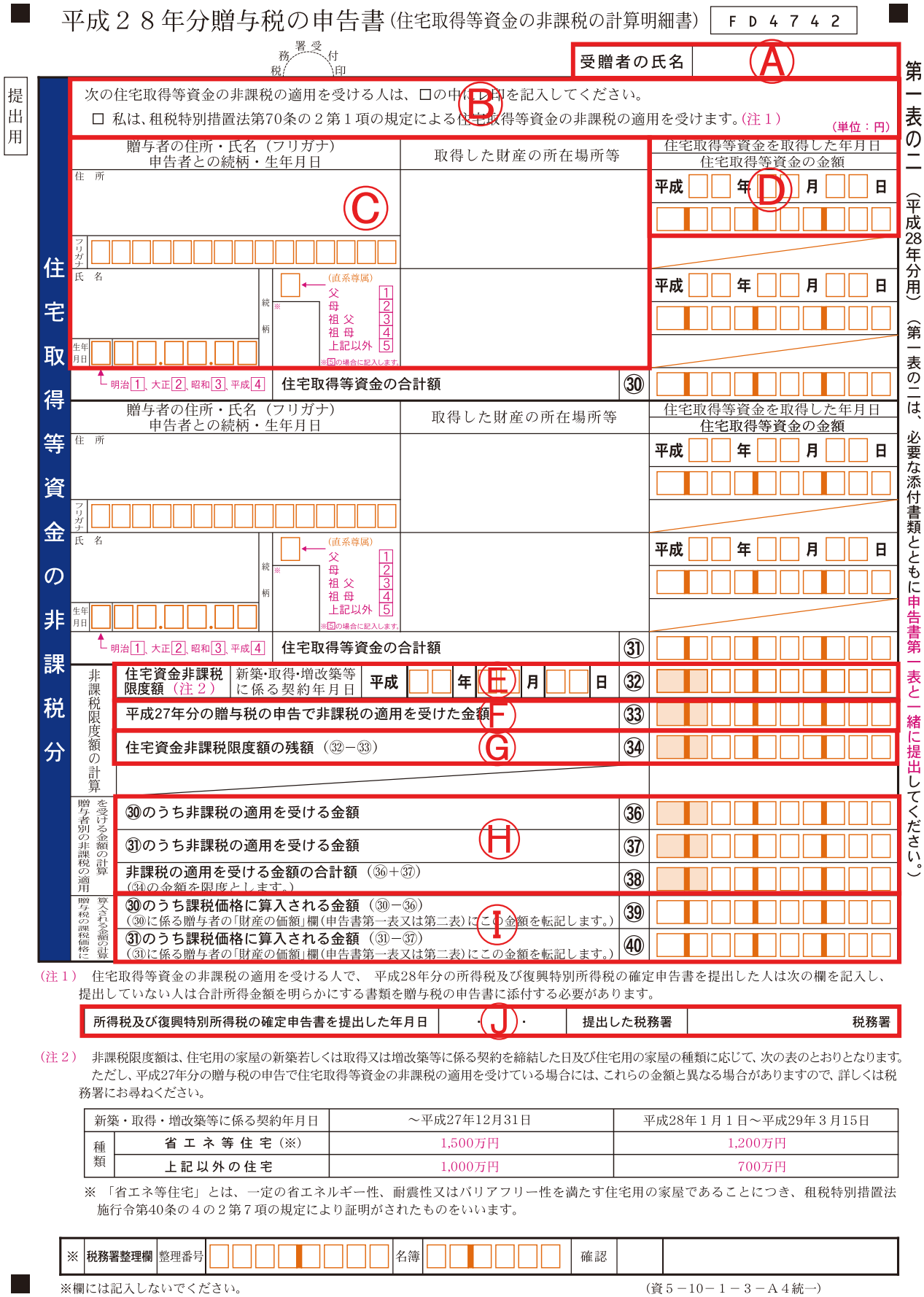
「i　特例贈与財産分」には、特例贈与財産を取得した場合に記入します。

「ii　一般贈与財産分」には、一般贈与財産を取得した場合に記入します。

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「＿＿税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「平成＿年＿月＿日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成□□年分」	□□の中に「28」と記入します。
Ⓑ	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 58 年 9 月 21 日生まれの場合】 3 5 8 . 0 9 . 2 1
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 24 年 11 月 3 日生まれの場合】 3 2 4 . 1 1 . 0 3
Ⓓ	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
Ⓔ	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 【贈与者が直系尊属である場合】 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。 【贈与者が直系尊属以外である場合】 贈与者の続柄に応じて「6～8」のいずれかの数字を記入します。 「8」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
Ⓕ	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、91ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ　売掛金・・・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ　船舶・自動車・・登録機関の名称及び登録番号 ハ　有価証券・・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ　預貯金等・・・・ 預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ　生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ　その他の債権・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	１平方メートル当たり、１株当たりなどその財産の１単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
Ⓖ	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
Ⓗ	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるために©に記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します（提出をしていない場合には記入しません。）。

(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（65ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。



平成２８年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）　ＦＤ４７４２

第一表の二（平成28年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

受贈者の氏名　Ⓐ

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に✓印を記入してください。Ⓑ

□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

住宅取得等資金の非課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ）／申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日／住宅取得等資金の金額
住所 Ⓒ／フリガナ／氏名／続柄（直系尊属 父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5）／生年月日（明治1、大正2、昭和3、平成4）		平成 年 月 日 Ⓓ
		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額		㉚
贈与者の住所・氏名（フリガナ）／申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日／住宅取得等資金の金額
住所／フリガナ／氏名／続柄／生年月日		平成 年 月 日
		平成 年 月 日
住宅取得等資金の合計額		㉛

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額（注２）／新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 Ⓔ 月 日	㉜
平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	Ⓕ	㉝
住宅資金非課税限度額の残額（㉜－㉝）	Ⓖ	㉞

贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算

㉚のうち非課税の適用を受ける金額	Ⓗ	㊱
㉛のうち非課税の適用を受ける金額		㊲
非課税の適用を受ける金額の合計額（㊱＋㊲）（㉞の金額を限度とします。）		㊳

贈与税の課税価格に算入される金額の計算

㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚－㊱）（㉚に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	Ⓘ	㊴
㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛－㊲）（㉛に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）		㊵

（注１） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・Ⓙ・	提出した税務署	税務署

（注２） 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年１月１日～平成29年３月15日
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	

※欄には記入しないでください。　（資５－10－１－３－Ａ４統一）

<table>
<tr><th>記号</th><th>欄</th><th>書きかた</th></tr>
<tr><td>Ⓐ</td><td>「受贈者の氏名」</td><td>申告をする人の氏名を記入します。</td></tr>
<tr><td>Ⓑ</td><td>「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」</td><td>住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⓒ</td><td>「住所」、「氏名」及び「フリガナ」</td><td>贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。</td></tr>
<tr><td>「生年月日」</td><td>明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。
【例：昭和 16 年 11 月 4 日生まれの場合】
3 1 6 . 1 1 . 0 4</td></tr>
<tr><td>「続柄」</td><td>申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。
「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。</td></tr>
<tr><td>Ⓓ</td><td>「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」</td><td>贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⓔ</td><td>「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」</td><td>住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した年月日を記入します。</td></tr>
<tr><td>「住宅資金非課税限度額（㉜の金額）」</td><td>住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した年月日及び住宅用の家屋の種類に応じて次の表のいずれかの金額を記入します。ただし、平成 27 年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
<table>
<tr><td colspan="2">新築・取得・増改築等に係る契約年月日</td><td>～平成 27 年 12 月 31 日</td><td>平成 28 年 1 月 1 日～
平成 29 年 3 月 15 日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">種類</td><td>省エネ等住宅</td><td>1,500 万円</td><td>1,200 万円</td></tr>
<tr><td>上記以外の住宅</td><td>1,000 万円</td><td>700 万円</td></tr>
</table>
【例】　平成 28 年 11 月 4 日に省エネ等住宅の新築に係る契約を締結した場合には、「1,200 万円」が、非課税限度額となります。</td></tr>
<tr><td>Ⓕ</td><td>「平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」</td><td>平成 27 年分の贈与税の申告書で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成 27 年分の贈与税の申告書第一表の二㉟の金額）を記入します（適用を受けていない場合は、記入しません。）。</td></tr>
<tr><td>Ⓖ</td><td>「住宅資金非課税限度額の残額」</td><td>㉜の金額から㉝の金額を控除した金額を記入します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⓗ</td><td>「㉚のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㉛のうち非課税の適用を受ける金額」</td><td>㉞の住宅資金非課税限度額の残額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が 2 人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が㉞の住宅資金非課税限度額の残額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。</td></tr>
<tr><td>「非課税の適用を受ける金額の合計額」</td><td>住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します（㉞の住宅資金非課税限度額の残額を超えることはありません。）。</td></tr>
<tr><td>Ⓘ</td><td>「㉚のうち課税価格に算入される金額」及び「㉛のうち課税価格に算入される金額」</td><td>㉚の金額から㊱の金額を控除した金額及び㉛の金額から㊲の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。
なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。</td></tr>
<tr><td>Ⓙ</td><td>「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」</td><td>平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。</td></tr>
</table>

(3) 申告書第二表

相続時精算課税（４ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。



平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 4

A

受贈者の氏名

提出用

第二表（平成27年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

B 次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

相続時精算課税分

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

C

住所

フリガナ

氏名

続柄 □ ← 父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、1～4以外 5 ※ ※5の場合に記入します。

生年月日 □ □□.□□.□□ ← 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4

左の特定贈与者から取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	数量	固定資産税評価額	単価	倍数	財産を取得した年月日	財産の価額
		D			円	円	倍	E 平成 年 月 日	
					円	円	倍	平成 年 月 日	
					円	円	倍	平成 年 月 日	
					円	円	倍		

財産の価額の合計額（課税価格）		㉑	
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉒	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉒）	㉓	
	特別控除額（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）	㉔	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉒－㉔）	㉕	
税額の計算	㉔の控除後の課税価格（㉑－㉔）【1,000円未満切捨て】	㉖	000
	㉖に対する税額（㉖×20％）	㉗	00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉘	
	差引税額（㉗－㉘）	㉙	

F

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成 年分	G
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		届出番号		－	
		財産細目コード						確認	

※欄には記入しないでください。

（資５－10－２－１－Ａ４統一）

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「平成□□年分」	□□の中に「28」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
Ⓑ	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（68ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 16 年 11 月 4 日生まれの場合】 3 1 6 . 1 1 . 0 4
Ⓓ	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、91ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ　売掛金・・・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ　船舶・自動車・・登録機関の名称及び登録番号 ハ　有価証券・・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ　預貯金等・・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ　生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ　その他の債権・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	１平方メートル当たり、１株当たりなどその財産の１単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
Ⓔ	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
Ⓕ	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。 なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高 1,000 万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。
Ⓖ	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

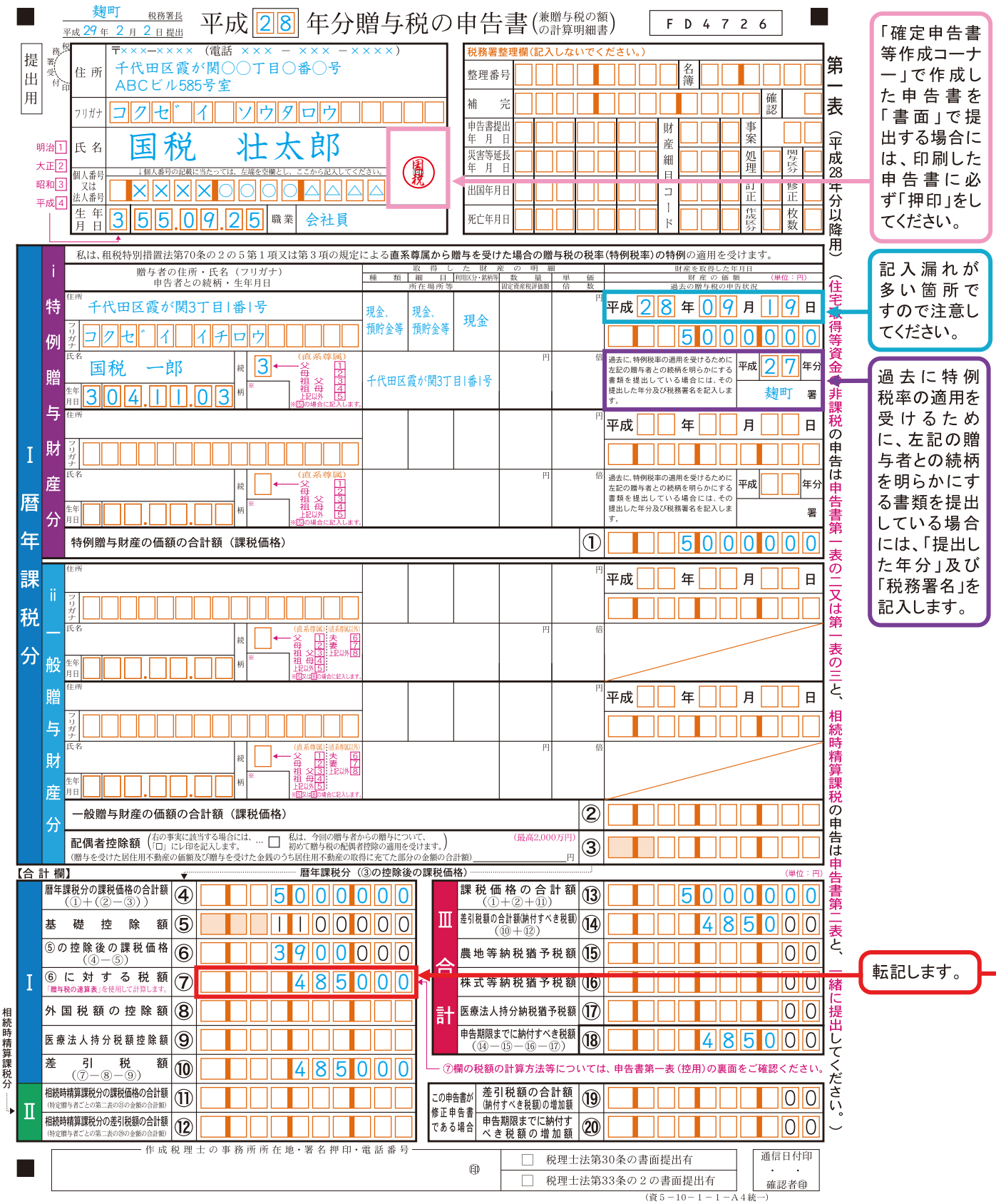
2　申告書の作成例

【事例１】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金 500 万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、平成 28 年１月１日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」(注) を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、平成 27 年分の贈与税の申告において、祖父（国税一郎）からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

（注）「特例税率」については、２ページを参照してください。



「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を「書面」で提出する場合には、印刷した申告書に必ず「押印」をしてください。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」（２ページ参照）のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、85ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

平成28年分以降用

（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の１月１日において 20 歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	Ⓐ	5,000,000 円
基礎控除額	Ⓑ	1,100,000 円
Ⓑの控除後の課税価格【Ⓐ-Ⓑ】	Ⓒ	3,900,000 円
Ⓒに対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。（申告書第一表の⑦欄に転記します。）	Ⓓ	485,000 円

（例）特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

（特例贈与財産の価額の合計額（Ⓐ）から基礎控除額（Ⓑ）を控除した課税価格（Ⓒ）に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額（Ⓓ）を計算します。）

Ⓐ6,000,000 円－Ⓑ1,100,000 円＝Ⓒ4,900,000 円

Ⓒ4,900,000 円×20％（特例税率）－300,000 円（控除額）＝Ⓓ680,000 円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	－	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

＜ご注意ください！＞ 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格※が 3,000 千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100 千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

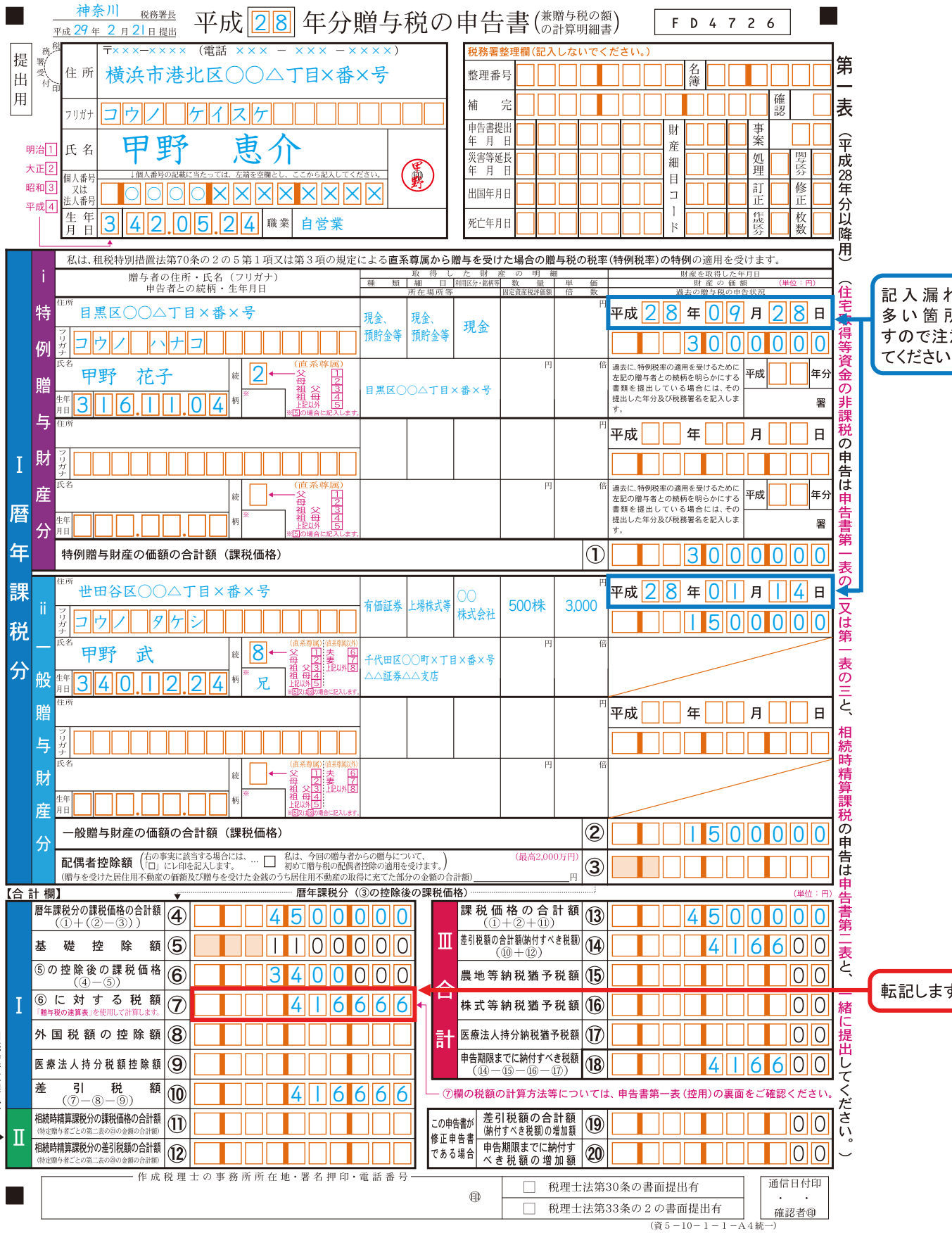
特例贈与財産の価額の合計額（Ⓐ5,000,000 円）から基礎控除額（Ⓑ1,100,000 円）を控除した課税価格（Ⓒ3,900,000 円）に【速算表（特例贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率（15％）及び控除額（100,000 円）を使用して贈与税額（Ⓓ485,000 円）を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」（２ページ参照）のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、85ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算してください。

【事例２】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金 300 万円、兄から上場株式 500 株の贈与を受けました。
母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成 28 年１月１日において、私は 20 歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注) を適用して暦年課税により申告します。
なお、私は、母（甲野花子）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
（注）「一般税率」及び「特例税率」については、２ページを参照してください。



記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」（２ページ参照）及び「一般贈与財産」（２ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、86ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	Ⓐ	3,000,000 円
一般贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の②の金額）	Ⓑ	1,500,000 円
配偶者控除額（申告書第一表の③の金額）	Ⓒ	0 円
暦年課税分の課税価格の合計額【Ⓐ+Ⓑ−Ⓒ】（申告書第一表の④の金額）	Ⓓ	4,500,000 円
基礎控除額	Ⓔ	1,100,000 円
Ⓔの控除後の課税価格【Ⓓ−Ⓔ】（申告書第一表の⑥の金額）	Ⓕ	3,400,000 円
Ⓔの金額に「特例税率」を適用した税額※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。	Ⓖ	410,000 円
特例贈与財産に対応する税額【Ⓖ×Ⓐ／Ⓓ】	Ⓗ	273,333 円
Ⓔの金額に「一般税率」を適用した税額※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算します。	Ⓘ	430,000 円
一般贈与財産に対応する税額【Ⓘ×（Ⓑ−Ⓒ）／Ⓓ】	Ⓙ	143,333 円
税額（Ⓗ＋Ⓙ）（申告書第一表の⑦欄に転記します。）	Ⓚ	416,666 円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額（Ⓐ）と一般贈与財産の価額（Ⓑ）の合計額（Ⓓ）から基礎控除額（Ⓔ）を控除した課税価格（Ⓕ）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（Ⓖ・Ⓘ）について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額（Ⓚ）を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額（Ⓖ及びⒽ欄の計算）

Ⓕ13,900,000 円×40%（特例税率）−1,900,000 円（控除額）＝Ⓖ3,660,000 円

Ⓖ3,660,000 円×（Ⓐ5,000,000 円／Ⓓ15,000,000 円）＝Ⓗ1,220,000 円（注）１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(2) 一般贈与財産に対応する税額（Ⓘ及びⒿ欄の計算）

Ⓕ13,900,000 円×45%（一般税率）−1,750,000 円（控除額）＝Ⓘ4,505,000 円

Ⓘ4,505,000 円×｛（Ⓑ10,000,000 円−Ⓒ0 円）／Ⓓ15,000,000 円｝＝Ⓙ3,003,333 円（注）１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(3) 贈与税額の計算（Ⓚ欄の計算）

Ⓗ1,220,000 円＋Ⓙ3,003,333 円＝Ⓚ4,223,333 円

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の１月１日において 20 歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「**特例贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	−	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「**一般贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算します。

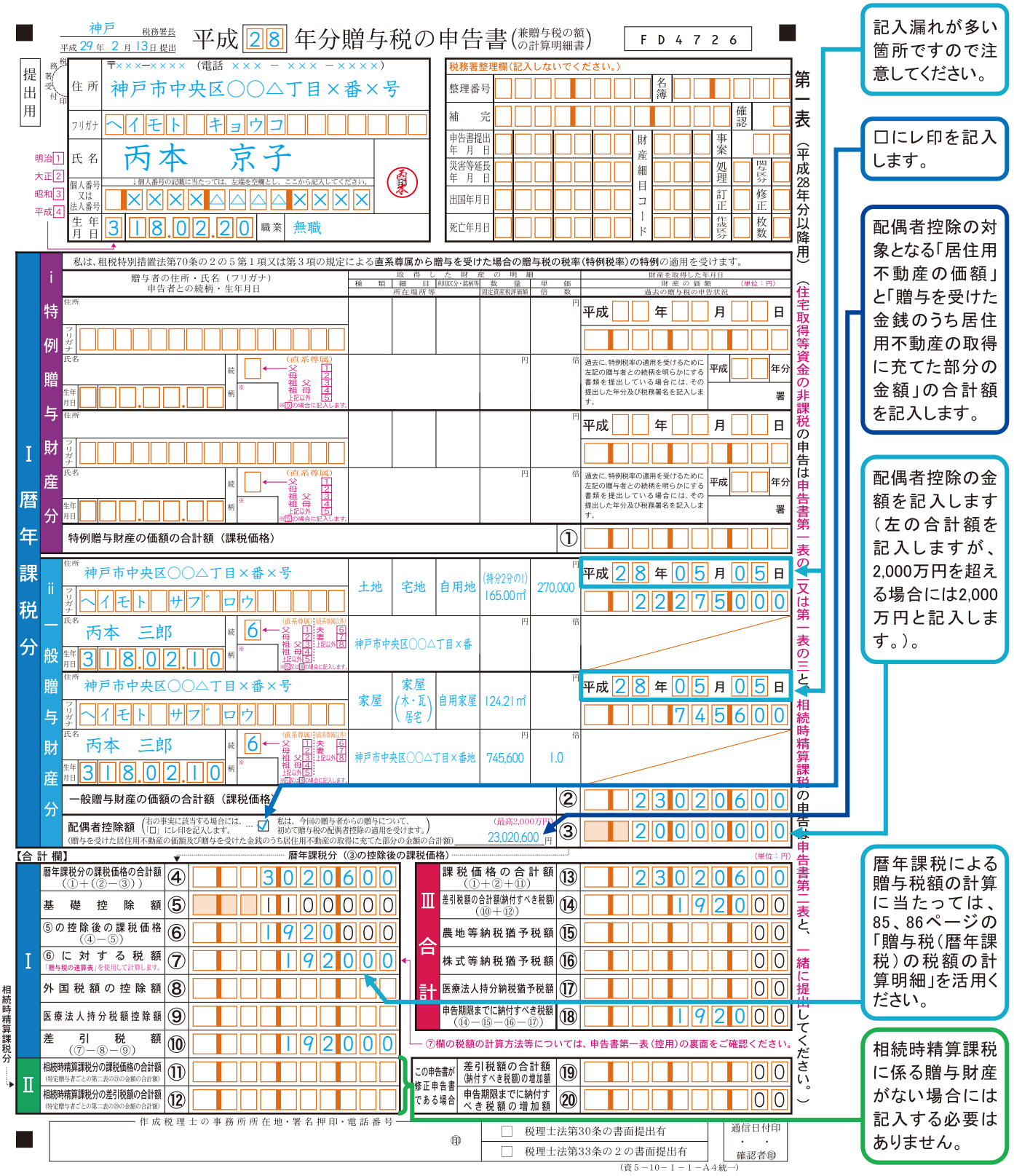
基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	−	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

特例贈与財産の価額（Ⓐ3,000,000 円）と一般贈与財産（Ⓑ1,500,000 円）の合計額（Ⓓ4,500,000 円）から基礎控除額（Ⓔ1,100,000 円）を控除した課税価格（Ⓕ3,400,000 円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（Ⓖ410,000 円・Ⓘ430,000 円）について、それぞれの財産に対応する税額（Ⓗ273,333 円・Ⓙ143,333 円）を計算し、その合計額（Ⓚ416,666 円）を計算します。

【事例３】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注１）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注２）を適用して暦年課税により申告します。

（注）１　特例の概要については、64ページを参照してください。
　　２　「一般税率」については、２ページを参照してください。



記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します（左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。）。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、85、86ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

平成 28 年分　贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 28 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は　い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は　い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は　い いいえ	
4	**【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】** 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は　い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は　い	いいえ
6	**【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】** その不動産は、国内にある不動産ですか。	は　い	いいえ
7	**【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】** その金銭を平成 29 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は　い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 29 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	は　い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は　い	いいえ

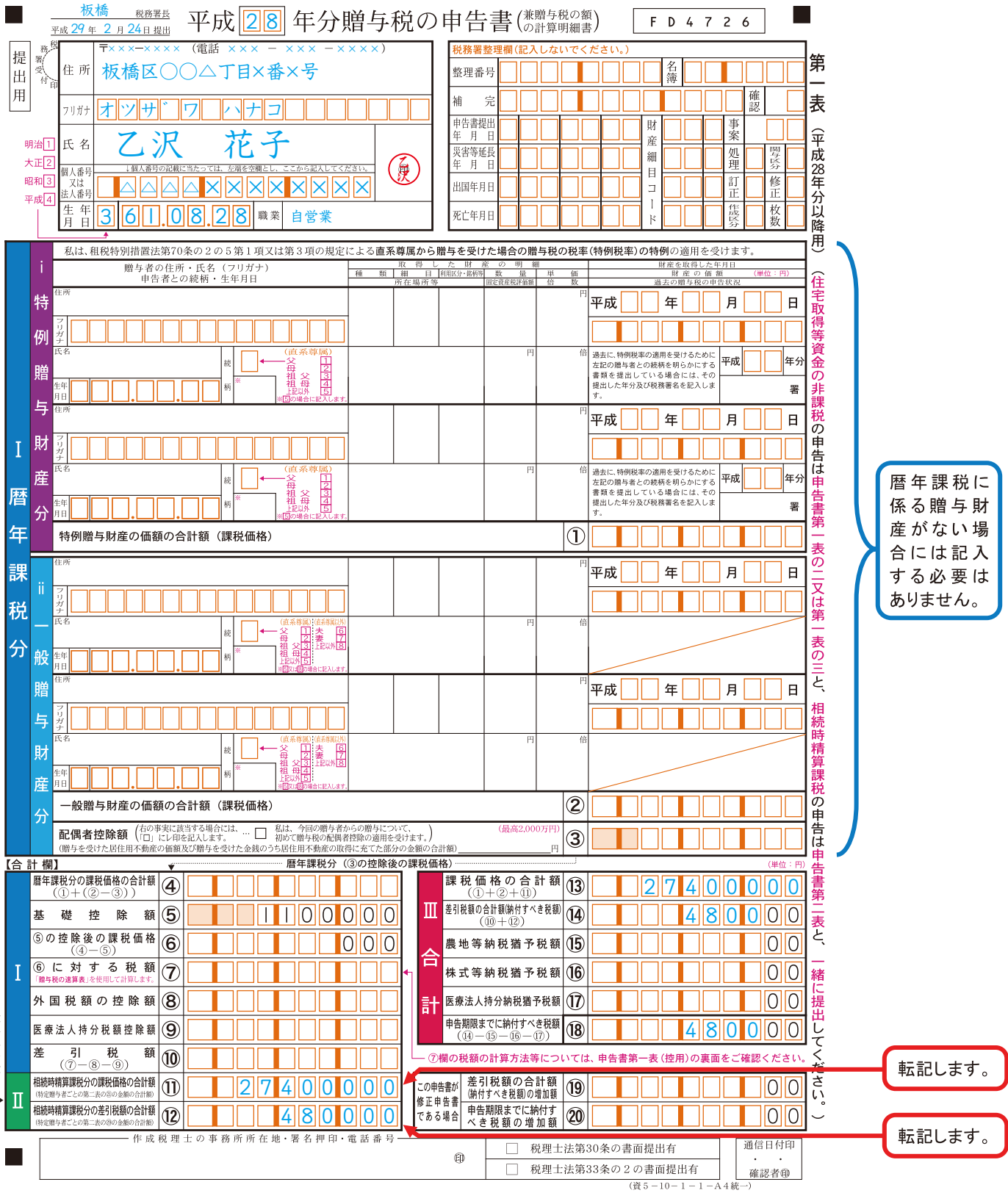
贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添　付　書　類	
1	**受贈者の戸籍の謄本又は抄本**（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	**受贈者の戸籍の附票の写し**（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	**登記事項証明書**などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類

【事例４】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
平成 28 年１月１日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 20 歳以上ですので、相続時精算課税（注）を選択して申告します。
（注）制度の概要については、４ページを参照してください。



○　新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（87ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（68ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例4

平成28年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 4

第二表（平成27年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

署受付印

受贈者の氏名　乙沢　花子

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	所在場所等	固定資産税評価額	倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
住所 豊島区○○△丁目△番△号	土地	宅地	自用地	86.50㎡	300,000円	板橋区○○△丁目×番	円	倍	平成28年07月07日 25950000円
フリガナ オツサ゛ワ ヨウコ 氏名 乙沢　陽子	有価証券	上場株式等	○○株式会社	5,000株	290円	千代田区○○町×丁目×番×号 △△証券△△支店	円	倍	平成28年10月12日 1450000円
続柄 4（父1、母2、祖父3、祖母4、①～④以外5）※④の場合に記入します。					円				平成　年　月　日
生年月日 3 10.01.10（明治1、大正2、昭和3、平成4）					円			倍	

財産の価額の合計額（課税価格）		㉑	27400000円
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉒	0
	特別控除額の残額（2,500万円－㉒）	㉓	25000000円
	特別控除額（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）	㉔	25000000円
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉒－㉔）	㉕	0
税額の計算	㉔の控除後の課税価格（㉑－㉔）【1,000円未満切捨て】	㉖	2400000円
	㉖に対する税額（㉖×20％）	㉗	480000円
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉘	
	差引税額（㉗－㉘）	㉙	480000円

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		届出番号		確認	
		財産細目コード							

※欄には記入しないでください。

（資５－10－２－１－Ａ４統一）

（平成28年分以降用）

税務署受付印

相続時精算課税選択届出書

平成 29 年 2 月 24 日

板橋 税務署長

受贈者		
	住所又は居所	〒×××-×××× 電話（×××－×××－××××） 板橋区○○△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ　ハナコ
	氏名（生年月日）	乙沢　花子 印 （大・昭・平 61 年 8 月 28 日）
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から平成 28 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	豊島区○○△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ　ヨウコ
氏名	乙沢　陽子
生年月日	明・大・昭・平　10 年　1 月　10 日

2　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成　年　月　日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3　添付書類

次の（１）～（４）の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）☑ **受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類
　① 受贈者の氏名、生年月日
　② 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

（２）☑ **受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注） 受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、（２）の書類の添付を要しません。

（３）☑ **特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
（注）１　添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。
　　２　（１）の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、（３）の書類の添付を要しません。

（４）☑ **特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注）１　租税特別措置法第 70 条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））の適用を受ける場合には、「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
　　２　（３）の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後（租税特別措置法第70条の３の適用を受ける場合を除きます。）又は平成15年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、（４）の書類の添付を要しません。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士	印	電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿		確認	

※欄には記入しないでください。

（資５－４２－Ａ４統一）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

平成 28 年中に特定贈与者（6ページの３（注）２参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。

平成 28 年分　相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 28 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和 31 年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成８年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の**直系卑属（子や孫など）である推定相続人**又は**孫**ですか。	は　い	いいえ

（注）　住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 31 年１月３日以後に生まれた人の場合には、「平成 28 年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート（43ページ又は45ページ参照）を使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（68ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（５ページの（ロ）の（注）2参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の１から４までの書類は、**贈与を受けた日以後に作成されたもの**を提出してください。

添　付　書　類	
1	**受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること
2	**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） （注）受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、２の書類を提出する必要はありません。
3	**贈与者の住民票の写し**その他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 （注）1　添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2　上記１の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、３の書類を提出する必要はありません。
4	**贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） （注）1「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（68ページ参照）の適用を受ける場合には、「贈与者の平成15年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2　上記３の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 60 歳に達した時以後（「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年１月１日以後、贈与者の住所に変更がないときは、４の書類を提出する必要はありません。

（注）　受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Q＆A　不動産取得税はかかりますか。

問：　相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答：　贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

Q＆A　相続時精算課税選択届出書を作成する必要がありますか。

問：　私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答：　祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

【事例５】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（66ページ参照）であり、その家屋の新築に係る契約を平成28年９月１日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。

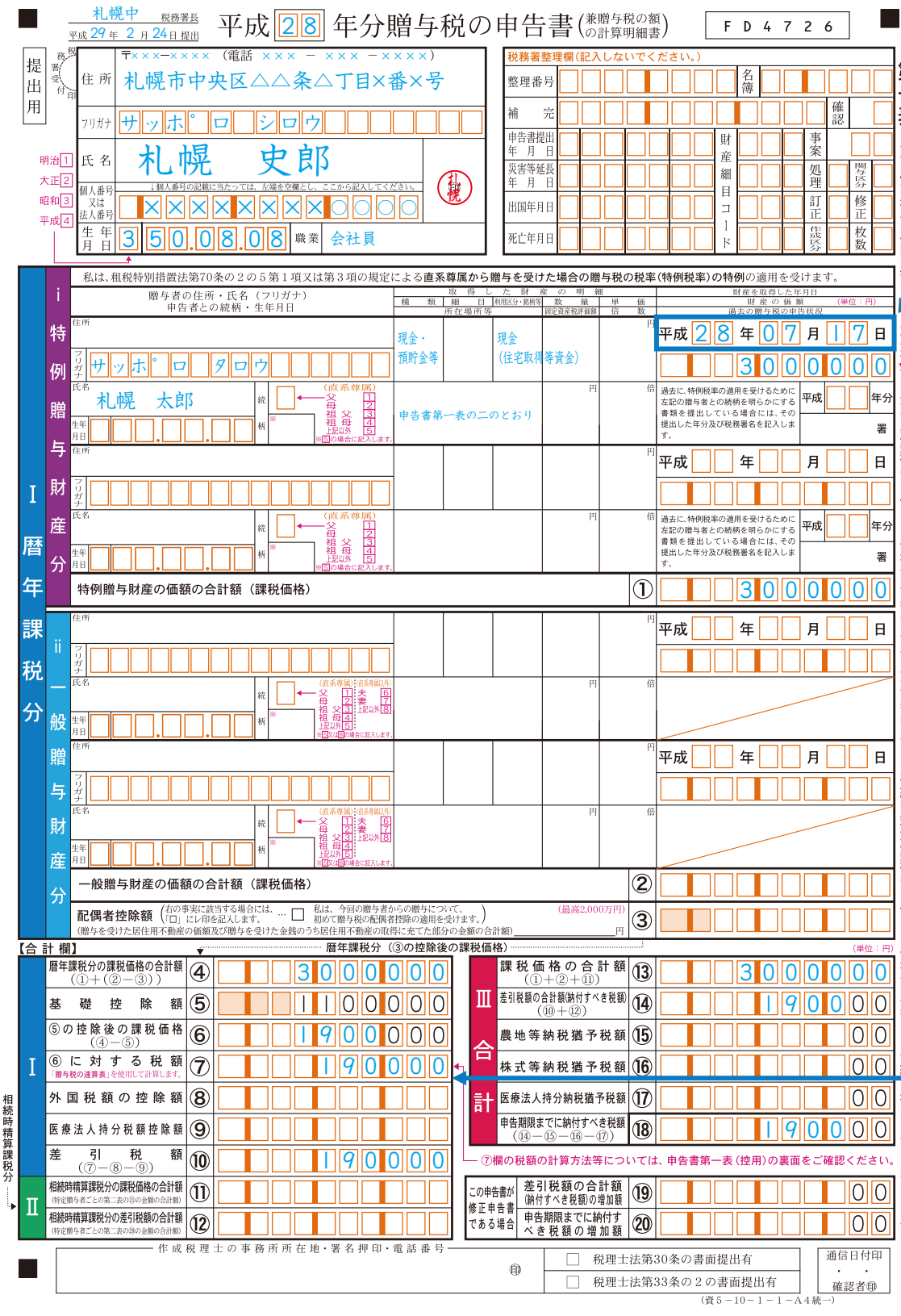
この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注１）を適用し暦年課税により申告します。

なお、父は直系尊属ですので、「特例税率」（注２）を適用して暦年課税により申告します。

また、私は、父（札幌太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注）１　特例の概要については65ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については39ページ及び40ページのⒶ－１を参照してください。

２　「特例税率」については、２ページを参照してください。



■ 平成２８年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書） FD4742 ■

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二（平成28年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

受贈者の氏名 札幌　史郎

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☑ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所：札幌市中央区△△条×丁目×番×号 フリガナ：サッホ゜ロ　タロウ 氏名：札幌　太郎 続柄：1（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5（※欄の場合に記入します。） 生年月日：明治1、大正2、昭和3、平成4　3 20.05.10	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成 28年 07月 17日 150,000,000
		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉚		150,000,000
贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所： フリガナ： 氏名： 続柄：（直系尊属）父1 母2 祖父3 祖母4 上記以外5（※欄の場合に記入します。） 生年月日：明治1、大正2、昭和3、平成4		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉛		

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額（注２）　新築・取得・増改築等に係る契約年月日：平成 28年 09月 01日	㉜	120,000,000
平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉝	
住宅資金非課税限度額の残額（㉜－㉝）	㉞	120,000,000

贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算

㉚のうち非課税の適用を受ける金額	㊱	120,000,000
㉛のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	
非課税の適用を受ける金額の合計額（㊱＋㊲）（㉞の金額を限度とします。）	㊳	120,000,000

贈与税の課税価格に算入される金額の計算

㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚－㊱）（㉚に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊴	30,000,000
㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛－㊲）（㉛に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	

非課税限度額は（注２）を参照してください。

（注１） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	29・2・24	提出した税務署	札幌中　税務署

（注２） 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年１月１日～平成29年３月15日
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	

※欄には記入しないでください。　（資５－10－１－３－Ａ４統一）

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※　申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

②　総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の２分の１の金額

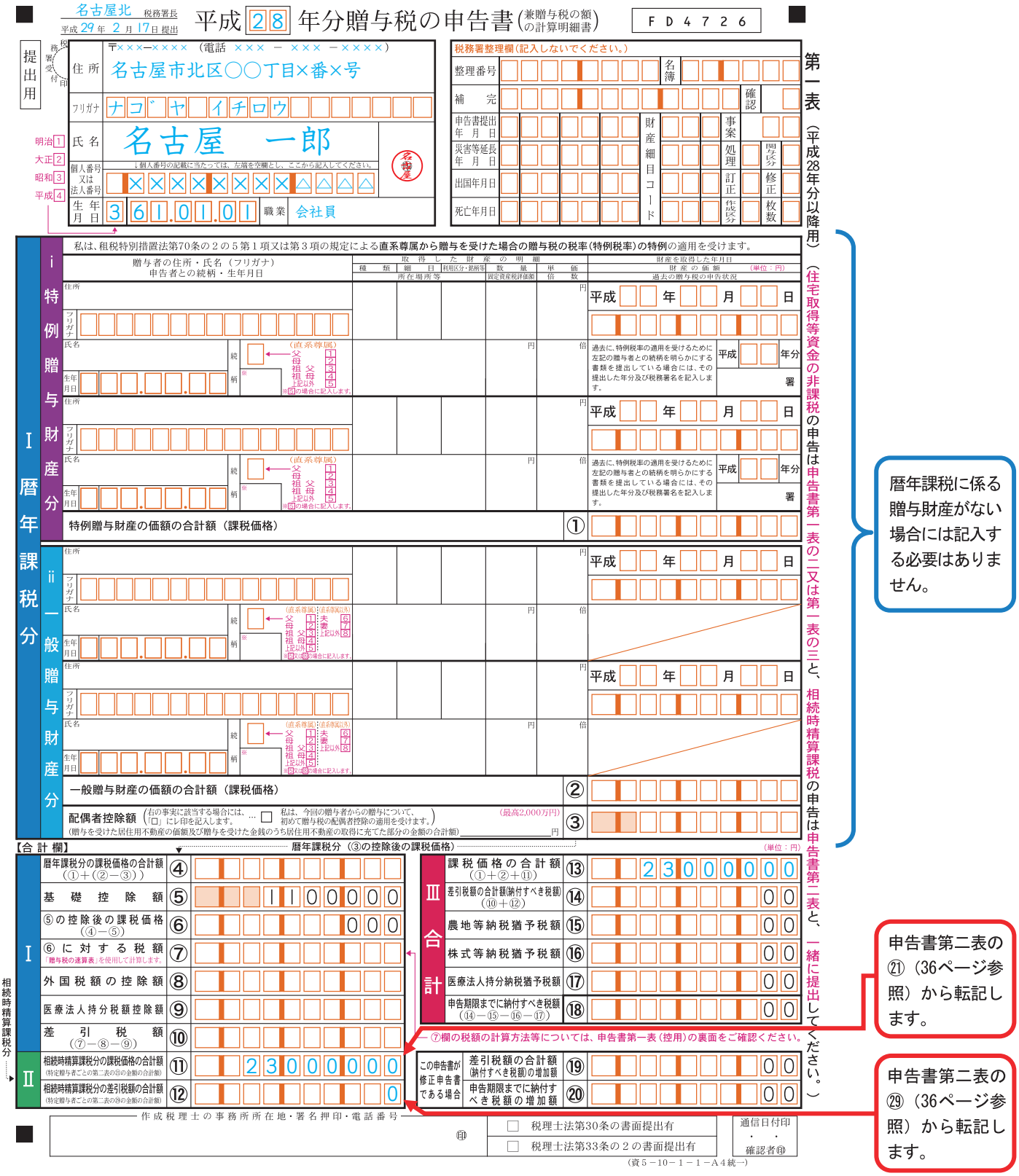
ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

【事例６】住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋を新築するために、父から現金3,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅（66ページ参照）であり、その家屋の新築に係る契約を平成28年４月14日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は60歳未満であるため、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（注）　特例の概要については65ページ及び68ページを、「チェックシート」及び「添付書類」について39ページ及び40ページのⒶ－１と43ページ及び44ページのⒷ－１を参照してください。



平成２８年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

ＦＤ４７４２

提出用

務税署受付印

受贈者の氏名　名古屋　一郎

第一表の二（平成28年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☑ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 名古屋市北区○○丁目×番×号 フリガナ ナゴヤ コロウ 氏名 名古屋　吾郎 続柄 1（直系尊属） 生年月日 3 35.03.05 明治1 大正2 昭和3 平成4	名古屋市北区○○丁目×番×号	平成28年06月06日 3,500,000
		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額	㉚	3,500,000

贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日 明治1 大正2 昭和3 平成4		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額	㉛	

非課税限度額の計算			
住宅資金非課税限度額（注２）	新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成28年04月14日	㉜	1,200,000
平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		㉝	
住宅資金非課税限度額の残額（㉜－㉝）		㉞	1,200,000

贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算			
㉚のうち非課税の適用を受ける金額		㊱	1,200,000
㉛のうち非課税の適用を受ける金額		㊲	
非課税の適用を受ける金額の合計額（㊱＋㊲）（㉞の金額を限度とします。）		㊳	1,200,000
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉚のうち課税価格に算入される金額（㉚－㊱）（㉚に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊴	2,300,000
	㉛のうち課税価格に算入される金額（㉛－㊲）（㉛に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	

（注１）住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	29・2・17	提出した税務署	名古屋北　税務署

（注２）非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年１月１日～平成29年３月15日
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項の規定により証明がされたものをいいます。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認		

※欄には記入しないでください　（資５－10－１－３－Ａ４統一）

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※　申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

②　総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の２分の１の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

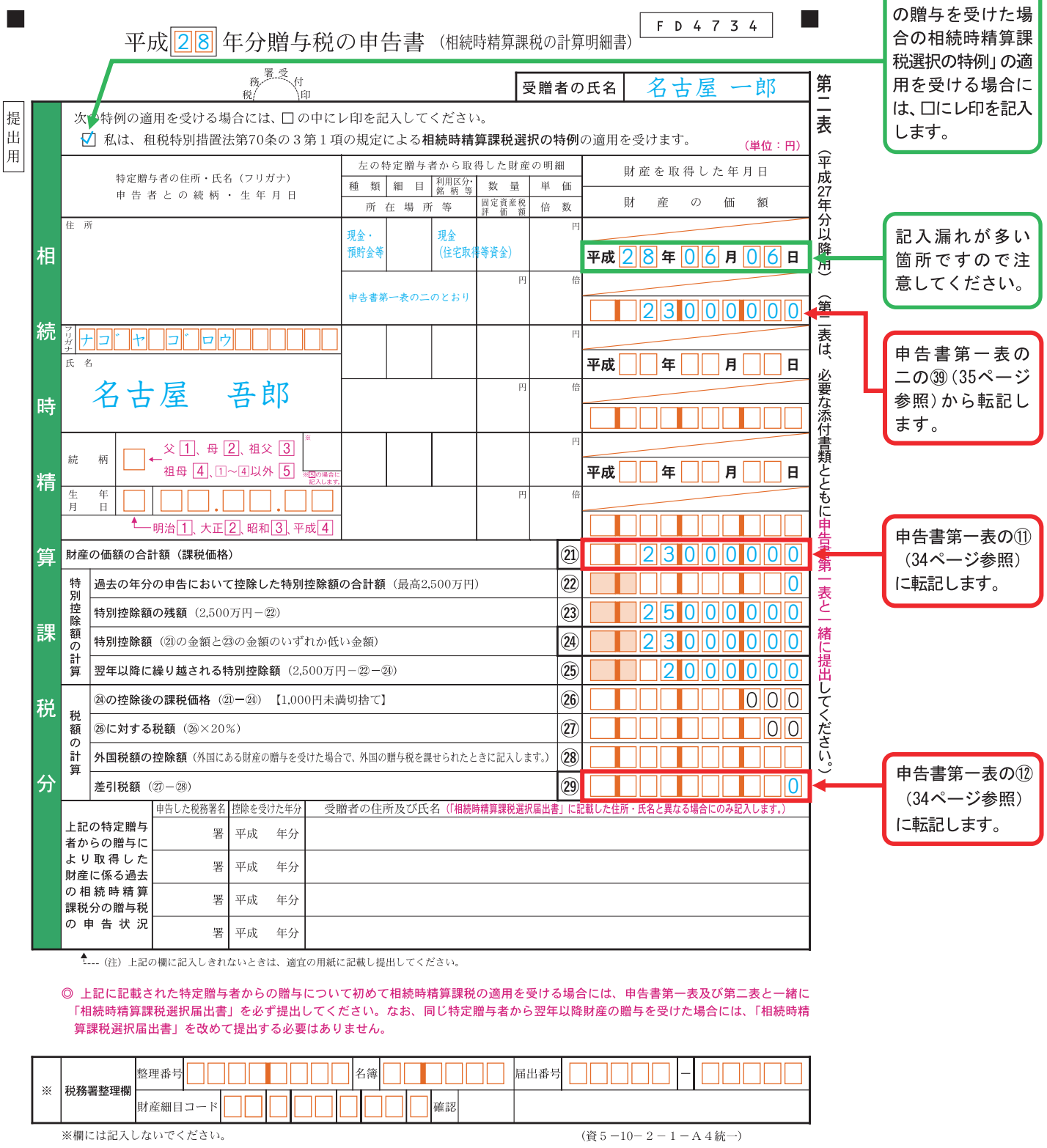
記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第二表の財産の価額（36ページ参照）に転記します。

事例６

○　新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（87ページ参照）の提出が必要となります。

○　**申告書第二表**は、**特定贈与者（６ページの３（注）２参照）ごと**に作成します。



「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の㊴（35ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑪（34ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑫（34ページ参照）に転記します。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

（平成28年分以降用）

相続時精算課税選択届出書

税務署受付印

平成 29 年 2 月 17 日

名古屋北 税務署長

受贈者	住所又は居所	〒×××-×××× 電話（×××－×××－××××） 名古屋市北区○○丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ　イチロウ
	氏名（生年月日）	名古屋　一郎 印 （大・昭・平 61 年 1 月 1 日）
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から平成 28 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	名古屋市北区○○丁目×番×号
フリガナ	ナ ゴ ヤ　ゴロウ
氏名	名古屋　吾郎
生年月日	明・大・昭・平　35 年　3 月　5 日

2　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成　年　月　日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3　添付書類

次の（１）～（４）の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）☑ **受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類
①　受贈者の氏名、生年月日
②　受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

（２）☑ **受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注）　受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、（２）の書類の添付を要しません。

（３）☑ **特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
（注）１　添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。
２　（１）の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、（３）の書類の添付を要しません。

（４）☑ **特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注）１　租税特別措置法第 70 条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））の適用を受ける場合には、「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
２　（３）の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後（租税特別措置法第70条の３の適用を受ける場合を除きます。）又は平成15年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、（４）の書類の添付を要しません。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士	印	電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿		確認	

※欄には記入しないでください。

（資５－４２－Ａ４統一）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表**及び**第二表**と一緒に提出してください。

平成 28 年中に特定贈与者（6ページの3（注）2参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。

○　住宅取得等資金の贈与の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

また、**「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」**の概要については65ページを、**「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」**の概要については68ページを、**「Ⓒ震災に係る住宅取得等資金の非課税」**の概要については70ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 ／ 住宅用の家屋の取得等の態様	Ⓐ 住宅取得等資金の非課税 （非課税限度額については、65ページを参照してください。）	Ⓑ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 （贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。）	Ⓒ 震災に係る住宅取得等資金の非課税 （東日本大震災により被害を受けられた場合の特例です。非課税限度額については、71ページを参照してください。）
新　築 （請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合）	Ⓐ－１ （39ページ）	Ⓑ－１ （43ページ）	Ⓐ－１ （39ページ） ＋ Ⓒ－１ （47ページ）
取　得 （建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合）			
増改築等 （住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合）	Ⓐ－２ （41ページ）	Ⓑ－２ （45ページ）	Ⓐ－２ （41ページ） ＋ Ⓒ－２ （49ページ）

（注）1　**「新築」**には、平成 29 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

2　**「取得」**の場合には、上記 1 の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、平成 29 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。

3　**「増改築等」**には、平成 29 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

4　「Ⓐ住宅取得等資金の非課税」又は「Ⓒ震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「Ⓑ住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。



○　贈与税・相続税の税制改正などに関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの
「相続税・贈与税特集」【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】
（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」）をご利用ください。

平成 28 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート　Ⓐ－１　新築又は取得用

このチェックシートは、平成 28 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成８年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
3	あなたの平成28年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	は　い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は　い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
6	平成29年３月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
7	平成29年３月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は　い	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は　い	いいえ
9	**【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】** 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ②　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの （注）「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして40ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№７・８・９」**の②の書類により証明されたもの ④　建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、40ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№７・８・９」**の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成29年３月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、40ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№７・８・９」**の③の証明書等により証明がされたもの	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a　贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前５年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b　贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は　い	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成29年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は　い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

		【非課税限度額】
12	**【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】** あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、40ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№12」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	は　い⇒1,500 万円（省エネ等住宅） いいえ⇒1,000 万円（上記以外の住宅）
	【平成28年１月１日から平成29年３月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、40ページの**「添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「№12」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	は　い⇒1,200 万円（省エネ等住宅） いいえ⇒　700 万円（上記以外の住宅）

（注）　平成27年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、このチェックシートの「№12」の回答欄の【非課税限度額】と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

平成　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 28 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧　Ⓐ－１　新築又は取得用

この添付書類一覧は、平成28年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.１～12」は、39ページの**チェックシートⒶ－１**の番号に対応しています。）。
なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1・2	○　**受贈者の戸籍の謄本**などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	□
3	○　**源泉徴収票**など平成28年分の所得税に係る**合計所得金額を明らかにする書類（平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）**	□
4	**平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告書の控え**などで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 （注）　添付書類として提出する必要はありません。	□

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5・12	○　住宅用の家屋の**新築に係る工事の請負契約書の写し**や**売買契約書の写し**などで次の内容を明らかにする書類 ①　新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。） ②　新築又は取得に係る契約の締結をした年月日	□
7・8・9	**【平成 29 年３月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】** ①　**登記事項証明書** （注）1　取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 ②　次に掲げる**いずれか**の書類（**取得した家屋が、チェックシートⒶ－1の「９」の③に該当する場合のみ必要となります。**） a　**耐震基準適合証明書** b　**建設住宅性能評価書の写し** c　**既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類** （注）1　「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前２年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 3　「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前２年以内に締結されたものに限ります。 ③　次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（**取得した家屋が、チェックシートⒶ－1の「９」の④に該当する場合のみ必要となります。**） a　申請書等：**建築物の耐震改修の計画の認定申請書**　／　証明書等：**耐震基準適合証明書** b　申請書等：**耐震基準適合証明申請書（仮申請書）**　／　証明書等：**耐震基準適合証明書** c　申請書等：**建設住宅性能評価申請書（仮申請書）**　／　証明書等：**建設住宅性能評価書の写し** d　申請書等：**既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書**　／　証明書等：**既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類** （注）1　申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。 2　証明書等は、平成29年３月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 3　「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 **【平成 29 年３月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】** ①　**新築に係る工事の請負契約書の写し**などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ②　**新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類**（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） ③　**新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**	□

○「受贈者の居住」に関する事項

11	**【平成 29 年３月 15 日までに居住していない人のみチェックしてください。】** ①　**住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類** ②　**新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類**	□

○「非課税限度額」に関する事項

12	**【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】** **【平成 29 年３月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】** ○　次に掲げる**いずれか**の書類 a　**住宅性能証明書** b　**建設住宅性能評価書の写し** c　次の①及び②の書類 ①　**長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し** ②　**住宅用家屋証明書（その写し）**又は**認定長期優良住宅建築証明書** d　次の①及び②の書類 ①　**低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し** ②　**住宅用家屋証明書（その写し）**又は**認定低炭素住宅建築証明書** （注）1　「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の日前２年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、次に掲げるもののいずれかの性能を有することが証明されるものに限ります。なお、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、住宅用の家屋の取得の日前２年以内又は取得の日以降に評価されたものに限ります。 ①断熱等性能等級４　②一次エネルギー消費量等級４又は５　③耐震等級２又は３　④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級３、４又は５ **【平成 29 年３月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】** ○　**新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**	□

平成 28 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート　Ⓐ－２　増改築等用

このチェックシートは、平成 28 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成８年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
3	あなたの平成28年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	は　い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は　い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
6	平成29年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
7	平成29年３月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 （注）「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は　い	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は　い	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、42ページの**「添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「№９」**に掲げる書類により証明されたものですか。	は　い	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の２分の１以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a　贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前５年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b　贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は　い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成29年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は　い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	**【平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】** あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、42ページの**「添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「№13」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 は　い⇒1,500 万円（省エネ等住宅） いいえ⇒1,000 万円（上記以外の住宅）
	【平成28年１月１日から平成29年３月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、42ページの**「添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「№13」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	は　い⇒1,200 万円（省エネ等住宅） いいえ⇒　700 万円（上記以外の住宅）

（注）　平成27年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、このチェックシートの「№13」の回答欄の【非課税限度額】と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

平成　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 28 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧　Ⓐ－２　増改築等用

この添付書類一覧は、平成 28 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.１～13」は、41 ページのチェックシートⒶ－２の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1・2	○　受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	□
3	○　源泉徴収票など平成28年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	□
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 （注）　添付書類として提出する必要はありません。	□

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5・13	○　住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどで次の内容を明らかにする書類 ①　増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） ②　増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日		□
7・8	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　登記事項証明書 （注）1　増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ①　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ②　増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
9	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　次に掲げるいずれかの書類 a　確認済証の写し b　検査済証の写し c　増改築等工事証明書（注） （注）　増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
10	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、その増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【平成 29 年３月 15 日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】		□
	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　次に掲げるいずれかの書類 a　住宅性能証明書 b　建設住宅性能評価書の写し c　増改築等工事証明書 （注）　「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

平成 28 年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシートⒷ－1 新築又は取得用

このチェックシートは、平成 28 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成８年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
4	平成29年３月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
5	平成29年３月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は　い	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	は　い	いいえ
7	**【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】** 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ②　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの （注）「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③　建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして44ページの**「添付書類一覧Ⓑ－１」**の**「№５・６・７」**の②の書類により証明されたもの ④　建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、44ページの**「添付書類一覧Ⓑ－１」**の**「№５・６・７」**の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成29年３月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの**「添付書類一覧Ⓑ－１」**の**「№５・６・７」**の③の証明書等により証明がされたもの	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a　贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前５年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b　贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は　い	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成29年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は　い	いいえ

平成　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 28 年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧　Ⓑ－１　新築又は取得用

この添付書類一覧は、平成28年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.１～９」は、43ページのチェックシートⒷ－１の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1・2	○　受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	□

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○　住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなど、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注）　上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
5・6・7	【平成 29 年３月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ①　登記事項証明書 （注）1　取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 ②　次に掲げるいずれかの書類（取得した家屋が、チェックシートⒷ－1の「７」の③に該当する場合のみ必要となります。） a　耐震基準適合証明書 b　建設住宅性能評価書の写し c　既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 （注）1　「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前２年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 3　「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前２年以内に締結されたものに限ります。 ③　次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシートⒷ－1の「７」の④に該当する場合のみ必要となります。） a　申請書等：建築物の耐震改修の計画の認定申請書　／　証明書等：耐震基準適合証明書 b　申請書等：耐震基準適合証明申請書（仮申請書）　／　証明書等：耐震基準適合証明書 c　申請書等：建設住宅性能評価申請書（仮申請書）　／　証明書等：建設住宅性能評価書の写し d　申請書等：既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書　／　証明書等：既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 （注）1　申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。 2　証明書等は、平成29年３月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 3　「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。	【平成 29 年３月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ①　新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ②　新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。） ③　新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【平成 29 年３月 15 日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

◎　その他に必要な添付書類

10	○　相続時精算課税選択届出書	□
11	○　受贈者の戸籍の附票の写しなどで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類 （注）　受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	□
12	○　贈与者の住民票の写しなどで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 （注）1　添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2　上記No.「１・２」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	□
13	○　贈与者の戸籍の附票の写しなどで、贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類 （注）　上記No.「12」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年１月１日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	□

平成 28 年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート　Ⓑ－2　増改築等用

このチェックシートは、平成 28 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成８年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は　い
4	平成 29 年３月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は　い	いいえ
5	平成 29 年３月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 （注）「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は　い	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は　い	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、46ページの**「添付書類一覧Ⓑ－２」**の**「№７」**に掲げる書類により証明されたものですか。	は　い	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の２分の１以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は　い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a　贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前５年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b　贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は　い	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 29 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は　い	いいえ

平成　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 28 年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧　Ⓑ－２　増改築等用

この添付書類一覧は、平成28年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.１～10」は、45ページのチェックシートⒷ－２の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1 ・ 2	○　受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	□

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○　住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類		□
5 ・ 6	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　登記事項証明書 （注）1　増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2　贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ①　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ②　増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
7	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　次に掲げるいずれかの書類 a　確認済証の写し b　検査済証の写し c　増改築等工事証明書（注） （注）　増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□
8	【平成 29 年３月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○　増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	【平成 29 年３月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○　増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

○「受贈者の居住」に関する事項

10	【平成 29 年３月 15 日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ①　住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ②　増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	□

◎　その他に必要な添付書類

11	○　相続時精算課税選択届出書	□
12	○　受贈者の戸籍の附票の写しなどで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類 （注）　受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	□
13	○　贈与者の住民票の写しなどで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 （注）1　添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2　上記No.「１・２」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	□
14	○　贈与者の戸籍の附票の写しなどで、贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類 （注）　上記No.「13」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年１月１日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	□

平成 28 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート　Ⓒ－1　新築又は取得用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

39ページの「平成28年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシートⒶ－１」（以下「チェックシートⒶ－１」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「４、８、９③・④、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「９」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

（注）「チェックシートⒶ－１」の「９①」と「９②」のいずれにも該当しない人は、「チェックシートⒶ－１」の「９③・④」の要件に代えて、このチェックシートの「７、８」の要件となります。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ②　家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※　上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地：　　〕 〔損壊の程度：　　〕 〔居住の用に供した日：平成　　年　　月　　日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成　　年　　月　　日〕 （注）「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシートⒶ－１」の「７」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	は　い	いいえ
2	【上記１の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後１年を経過する日までの間ですか。	は　い	いいえ
3	あなたは、平成 23 年３月 11 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	は　い
4	あなたは、平成 23 年分から平成 26 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	は　い
5	【平成 22 年１月１日から平成 23 年３月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ②　適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年１月１日から同年３月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※　適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地：　　〕 〔申告をした税務署名：　　税務署〕	は　い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシートⒶ－１」の「８、９③・④」に代わる要件）

6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は　い	いいえ
7	【取得した家屋が「チェックシートⒶ－１」の「９①」と「９②」のいずれにも該当しない人のみ記入してください。】 取得した建築後使用されたことのある住宅用の家屋は、耐震基準に適合するものとして48ページの「添付書類一覧Ⓒ－１」の「No.７・８」の①の書類により証明されたものですか。	は　い いいえ	
8	【７で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、48ページの「添付書類一覧Ⓒ－１」の「No.７・８」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成29年３月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、48ページの「添付書類一覧Ⓒ－１」の「No.７・８」の②の証明書等により証明がされたものですか。	は　い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシートⒶ－１」の「12」に代わる要件）

9	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、40ページの「添付書類一覧Ⓐ－１」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 は　い ⇒1,500 万円 （省エネ等住宅） いいえ ⇒1,000 万円 （上記以外の住宅）

平成　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 28 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧　Ⓒ－１　新築又は取得用

この添付書類一覧は、平成28年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（**「No.１、３・４・５、７・８（注）」**は、47ページの**「平成28年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシートⒸ－１」**の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、40ページの**「平成28年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧Ⓐ－１」**の**「No.１～12」（「No.７・８・９」の左欄の②及び③を除きます。）**に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

（注）　**「No.７・８」**の書類は、取得した家屋が**「チェックシートⒶ－１」**の「９①」と「９②」のいずれにも該当しない人のみ必要となります。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 **①　家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人** イ　**市町村長又は特別区の区長の証明書**などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ　その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された**住民票の写し**などでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類 **②　家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。）** イ　警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された**住民票の写し**などでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ　その他参考となるべき事項を記載した書類	□
3・4・5	**平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控え**などで確認してください。 （注）　添付書類として提出する必要はありません。	□
7・8	①　次に掲げるいずれかの書類（**チェックシートⒸ－1の「７」で「はい」と回答した場合に必要となります。**） a　**耐震基準適合証明書** b　**建設住宅性能評価書の写し** （注）1　「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前２年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 2　「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。 ②　次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（**チェックシートⒸ－1の「７」で「いいえ」と回答した場合に必要となります。**） a　**建築物の耐震改修の計画の認定申請書**／**耐震基準適合証明書** b　**耐震基準適合証明申請書（仮申請書）**／**耐震基準適合証明書** c　**建設住宅性能評価申請書（仮申請書）**／**建設住宅性能評価書の写し** （注）1　申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。 2　証明書等は、平成 29 年３月 15 日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。 3　「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。	□

平成 28 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート　Ⓒ－２　増改築等用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック項目**を示したものです。

41ページの**「平成28年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシートⒶ－２」**（以下**「チェックシートⒶ－２」**といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（**「４、８、13」**のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（**「７」**のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ②　家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※　上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地：　　〕 〔損壊の程度：　　〕 〔居住の用に供した日：平成　　年　　月　　日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成　　年　　月　　日〕 （注）**「家屋」**は、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	は　い	いいえ
2	**【上記１の②に該当する人のみ記入してください。】** あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後１年を経過する日までの間ですか。	は　い	いいえ
3	あなたは、平成 23 年３月 11 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	は　い
4	あなたは、平成 23 年分から平成 26 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	は　い
5	**【平成 22 年１月１日から平成 23 年３月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】** 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ①　適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ②　適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年１月１日から同年３月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※　適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地：　　〕 〔申告した税務署名：　　税務署〕	は　い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシートⒶ－２」の「８」に代わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は　い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシートⒶ－２」の「13」に代わる要件）

7	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、42ページの**「添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「No. 13」**に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 は　い ⇒1,500 万円 （省エネ等住宅） いいえ ⇒1,000 万円 （上記以外の住宅）

平成　　年　　月　　日

受贈者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名（フリガナ）：＿＿＿＿＿＿＿＿

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

平成 28 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧　Ⓒ－２　増改築等用

この添付書類一覧は、平成28年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（**「No.１、３・４・５」**は、49ページの**「平成28年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシートⒸ－２」**の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、42ページの**「平成28年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧Ⓐ－２」**の**「No.１～13」**に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

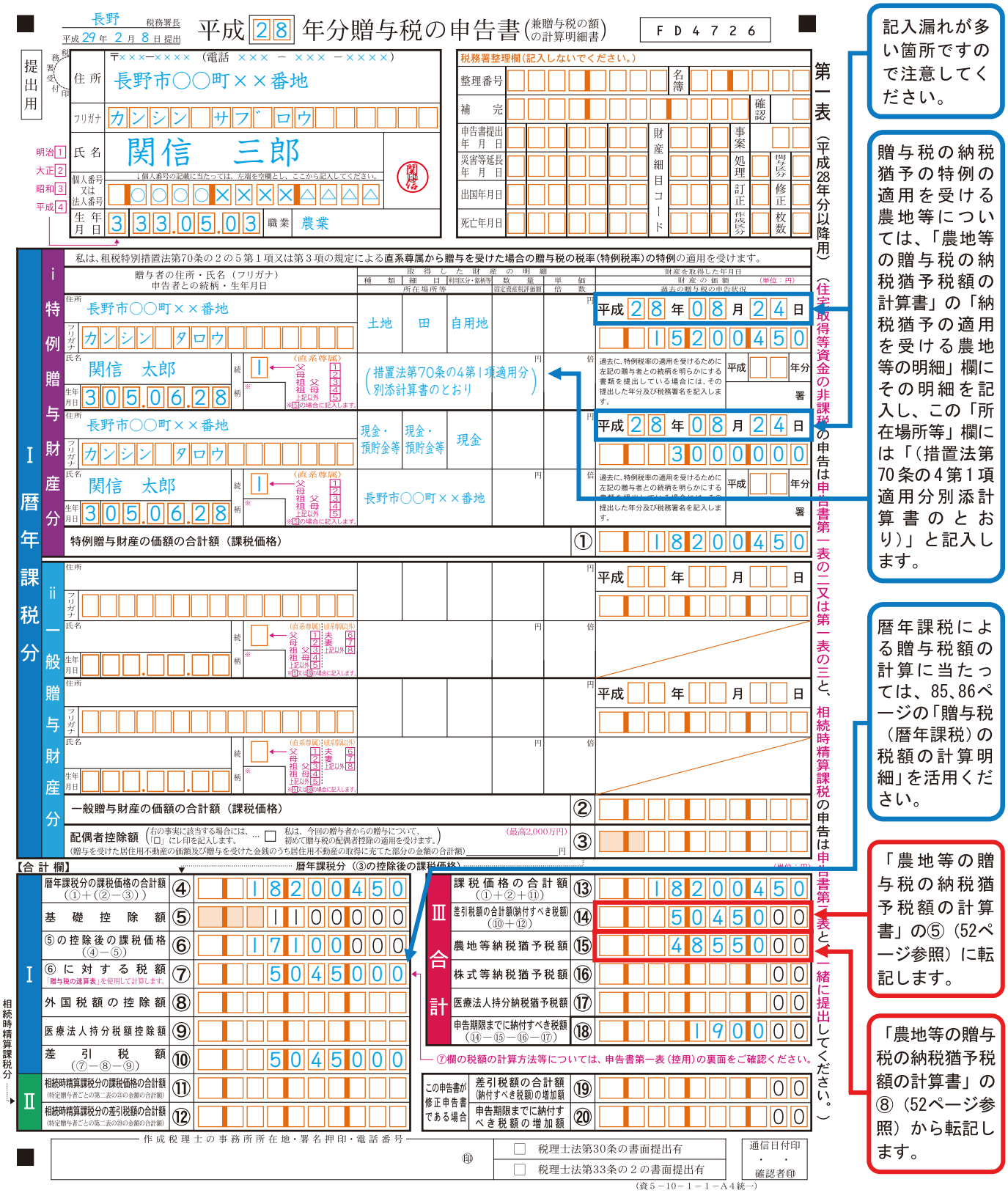
No.	添　付　書　類　等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 **①　家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人** イ　**市町村長又は特別区の区長の証明書**などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ　その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された**住民票の写し**などでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ　その他参考となるべき事項を記載した書類 **②　家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。）** イ　警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された**住民票の写し**などでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ　その他参考となるべき事項を記載した書類	□
3・4・5	**平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控え**などで確認してください。 （注）　添付書類として提出する必要はありません。	□

【事例７】農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田と現金 300 万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定ですので、農地等についての納税猶予の特例（注１）の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 28 年１月１日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」（注２）を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父（関信太郎）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注）１　特例の概要については、72ページを参照してください。
　　２　「特例税率」については、２ページを参照してください。



記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「（措置法第70条の４第１項適用分別添計算書のとおり）」と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、85、86ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤（52ページ参照）に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑧（52ページ参照）から転記します。

提出用

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

（平成27年分以降用）

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。
なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。
「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。
なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、Ⓐの「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

申告書第一表の⑭（51ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑮（51ページ参照）に転記します。

贈与者の氏名　関信　太郎　　受贈者の氏名　関信　三郎

生　年　月　日（明・大・(昭)・平　5　年　6　月　28　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑・採草放牧地・準農地の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別	所在場所	面積 固定資産税評価額	単価 倍数	価額
田		長野市○○町101番	1,012 ㎡ 126,500 円	円 13 倍	1,644,500 円
〃		〃 102番	1,012 126,500	 13	1,644,500
〃		〃 103番	1,012 126,500	 13	1,644,500
〃		〃 104番	744 93,000	 13	1,209,000
〃		〃 105番	858 107,250	 13	1,394,250
〃		〃 106番	1,012 126,500	 13	1,644,500
〃		〃 △△町201番	1,058 69,828	 19	1,326,732
〃		〃 202番	1,058 69,828	 19	1,326,732
〃		〃 203番	1,042 68,772	 19	1,306,668
〃		〃 204番	1,642 108,372	 19	2,059,068
合　計			10,450 ㎡		Ⓐ 15,200,450

Ⅱ　納税猶予税額の計算（農地等以外の財産に対する贈与税額の計算）

A　農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合

農地等以外の財産の課税価格（申告書第一表の④の金額－上欄のⒶの金額）	①	3,000,000 円	差引税額の合計額（申告書第一表の⑭の金額）	⑤	5,045,000 円
基礎控除額	②	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額）	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	③	1,900,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（④＋⑥）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	⑦	190,000
③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）	④	190,000	納税猶予税額（⑤－⑦）	⑧	4,855,000

B　農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合

農地等以外の財産（特例贈与財産）の価額の合計額（納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与財産である場合には、「申告書第一表の①の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。）	⑨	円	農地等以外の財産（特例贈与財産）に対応する税額（⑮×⑨／⑫）	⑯	円
農地等以外の財産（一般贈与財産）の価額の合計額（納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与財産である場合には、「申告書第一表の②の金額」から「上欄のⒶの金額」を差し引いた金額となります。）	⑩		⑭の金額に「一般税率」を適用した税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、一般税率により計算します。）	⑰	
配偶者控除額（申告書第一表の③の金額）	⑪		農地等以外の財産（一般贈与財産）に対応する税額（⑰×（⑩－⑪）／⑫）	⑱	
農地等以外の財産の課税価格の合計額（⑨＋⑩－⑪）	⑫		差引税額の合計額（申告書第一表の⑭の金額）	⑲	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額（申告書第一表の⑫の金額）	⑳	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格（⑫－⑬）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	⑭	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑯＋⑱＋⑳）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	㉑	00
⑭の金額に「特例税率」を適用した税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使用して、特例税率により計算します。）	⑮		納税猶予税額（⑲－㉑）	㉒	00

（資5－11－1－A4統一）

平成 28 年分　農地等の贈与に関する確認書

（平成26年

1　農地等の受贈者

住所	長野市◯◯町××番地	氏名	関信　三郎

2　前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

☑　私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。

□　私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の４第１項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の９第３項の規定（相続時精算課税）の適用を受けるものではありません。

平成27年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□にレ印を記入します。

3　本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

☑　私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4　採草放牧地に関する事項（今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。）

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する採草放牧地の面積	①	㎡
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	㎡
①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	㎡
③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$）	④	㎡
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）	⑤	㎡
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

5　準農地に関する事項（今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。）

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する準農地の面積	①	㎡
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	㎡
①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	㎡
③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$）	④	㎡
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤	㎡
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

上記の事実に相違ありません。

平成 29 年 2 月 7 日

農地等の贈与者

住所　長野市◯◯町××番地　　氏名　関信　太郎　関信

（資５－４５－Ａ４統一）

農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

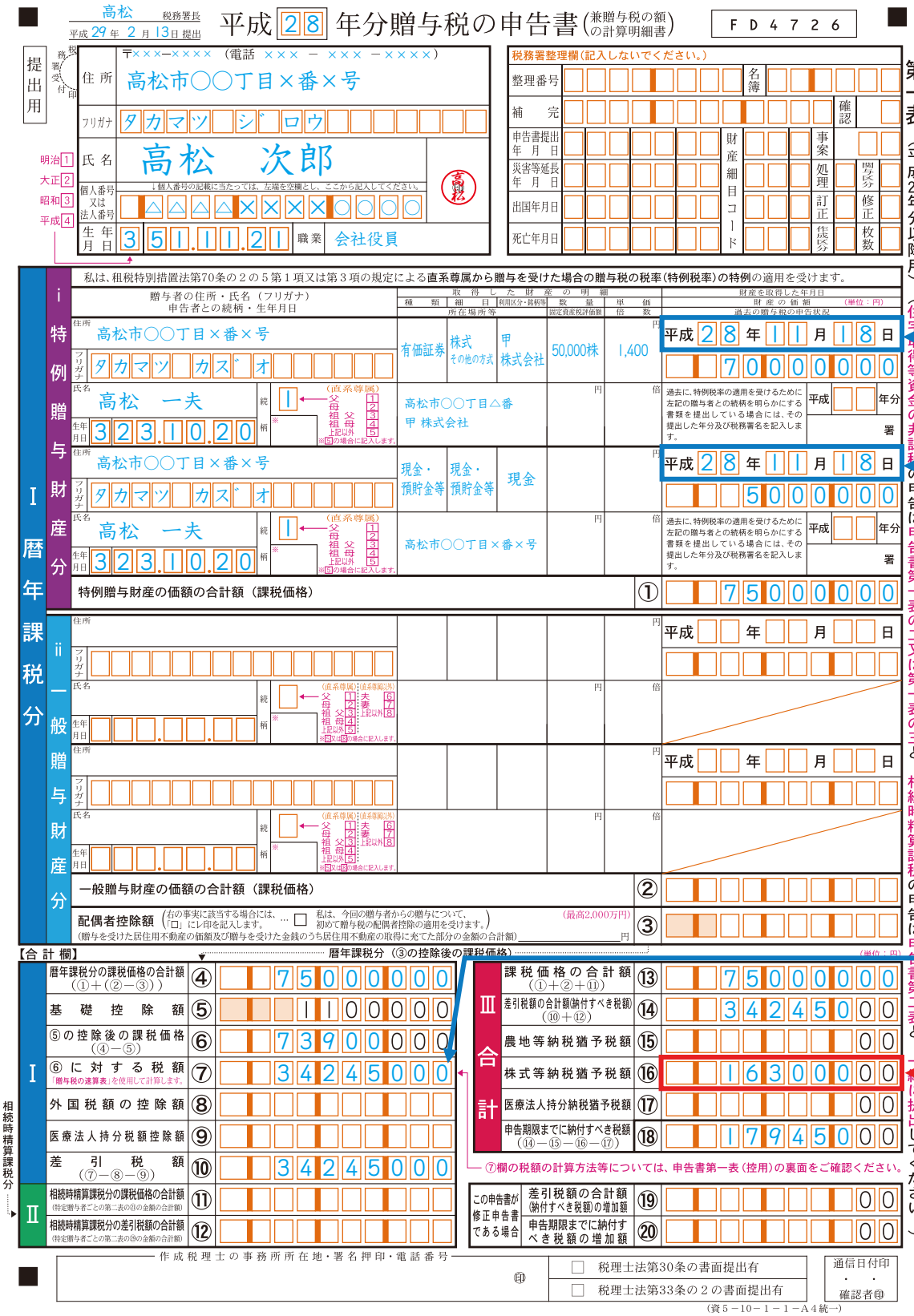
<table>
<tr><th colspan="2">添　付　書　類</th></tr>
<tr><td>1</td><td>この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」（52ページ参照）に必要な事項を記載してください。）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の農業委員会の証明書</td></tr>
<tr><td>3</td><td>受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、戸籍の抄本など）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>農地等のうちに平成３年１月１日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の市長（区長）の証明書</td></tr>
<tr><td>5</td><td>準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書</td></tr>
<tr><td>6</td><td>担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類</td></tr>
<tr><td>7</td><td>贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>贈与者が租税特別措置法施行令第40条の６第１項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成　年分　農地等の贈与に関する確認書」（53ページ参照）など）
①　贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。
②　今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。
③　次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積
<table>
<tr><td>A</td><td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td></tr>
<tr><td>B</td><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td></tr>
<tr><td>C</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr>
<tr><td>D</td><td>贈与者が今回贈与をした準農地</td></tr>
<tr><td>E</td><td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td></tr>
<tr><td>F</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr>
</table>
④　Ａの面積が、Ｂの面積及びＣの面積の合計の３分の２以上となること。
⑤　Ｄの面積が、Ｅの面積及びＦの面積の合計の３分の２以上となること。</td></tr>
</table>

【事例８】非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例（注１）の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 28 年１月１日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」（注２）を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父（高松一夫）からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

（注）１　特例の概要については、75ページを参照してください。
　　２　「特例税率」については、２ページを参照してください。



記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、85、86ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「3 株式等納税猶予税額の計算」の④（56ページ参照）から転記します。

第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

（平成27年分以降用）

経営承継受贈者の氏名	高松　次郎	贈与者の氏名（裏面の「1」参照）	高松　一夫

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1　特例受贈非上場株式等に係る会社

①　会社名	甲　株式会社	⑦　贈与の時における経営承継受贈者の役職名	代表取締役	
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	××××××（　高松　署）	⑧　経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 16 年 4 月 1 日	
③　事業種目	金属加工機械製造業	⑨　経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 28 年 12 月 12 日
④　贈与の時における資本金の額	25,000,000　円		認定番号	××××
⑤　贈与の時における資本準備金の額	5,000,000　円	⑩　会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無
⑥　贈与の時における従業員数	20　人			

2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	①　贈与の時における発行済株式等の総数等	②　発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a）（①×2／3）（1株・口・円未満の端数切上げ）	③　贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④　経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤　贈与により取得した株式等の数等（d）
28・11・18	60,000 株・口・円	40,000 株・口・円	50,000 株・口・円	10,000 株・口・円	50,000 株・口・円

⑥　特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (イ) a＞b＋cの場合　⇒ b ※　b＞dの場合は、特例適用不可 (ロ) a≦b＋cの場合 ⇒ (a－c) ※(a－c)＞dの場合及び(a－c)が赤字の場合は、特例適用不可	⑦　⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧　1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）	⑨　価額（⑦×⑧）
30,000 株・口・円	30,000 株・口・円	1,400　円	A　42,000,000　円

3　株式等納税猶予税額の計算

①　上記2の⑨欄「A」の価額	②　基礎控除額	③　（①－②）の金額（1,000円未満切捨て）	④　③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）
42,000,000　円	1,100,000　円	40,900,000　円	16,300,000　円

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

申告書第一表の⑯（55ページ参照）に転記します。

4　特例受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・　・			株・口・円
ロ	・　・			株・口・円
ハ	・　・			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ＋ロ＋ハ）				株・口・円

（注）1　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2　「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。

5　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	①　価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・　・						円	
・　・							
・　・							
②　現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③　会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④　現物出資等資産の保有割合（②／③）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	－	入力		確認			

※欄には記入しないでください。

（資5－11－6－A4統一）

○　非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、**「（平成27年1月1日以降用）非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（暦年課税）のチェックシート」**（57ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。
なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

（平成27年1月1日以降用） 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（暦年課税）のチェックシート（1面）

（はじめにお読みください。）

1　このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
2　「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3　このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

特例の適用に係る会社の名称：　　**贈与者氏名**

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
贈与者	贈与前のいずれかの日	○　会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じです。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前(注1)	①　贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		②　贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者（後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	贈与の時	○　会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○　登記事項証明書、定款の写しなど
後継者（受贈者）	贈与の時	①　20歳以上ですか。	はい	いいえ	○　戸籍の謄本又は抄本
		②　会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
		③　後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		④　後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	贈与の日	○　贈与の日まで引き続き３年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の時から申告期限まで	○　特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。（注4）	はい	いいえ	○　株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など
会社	贈与の時	①　経済産業大臣の認定を受けていますか。	はい	いいえ	○　認定書の写し
		②　中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③　非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④　風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ	
		⑤　特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注5）	はい	いいえ	
		⑥　常時使用従業員の数は１名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第２条第２号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は５名以上ですか。（注6）・（注7）	はい	いいえ	○　従業員数証明書
		⑦　一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注8）	はい	いいえ	○　貸借対照表・損益計算書など
		⑧　一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注9）	はい	いいえ	○　損益計算書など
		⑨　会社法第108条第１項第８号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩　現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○　株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など

※　２面の注書を参照願います。

受贈者（特例適用者）
住　　所
氏　　名
電話　　（　　）

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

（平成27年１月１日以降用） 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（暦年課税）のチェックシート（２面）

（注）1　贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

2　特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の８第10項に定める特別の関係がある者をいいます。

3　「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。

4　特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の７第１項に規定する株式等をいいます。

5　特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の８第７項に規定する会社をいいます。

6　特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の８第６項に規定する会社をいいます。

7　会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の８第８項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。

8　一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の８第５項に規定する会社をいいます。

9　一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の８第９項第１号に規定する総収入金額をいいます。

○　この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。**（注）担保提供関係書類が別途必要となります。**

提　出　書　類		チェック欄
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「**株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）**」に必要な事項を記載してください。）	□
2	**会社の株主名簿の写しなど**、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての**株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等**（その会社が証明したものに限ります。）	□
3	贈与の時における会社の**定款の写し**（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	□
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第７条第４項の経済産業大臣の**認定書の写し**及び同条第２項の**申請書の写し**	□
5	外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の８第11項に規定する法人の株式等を有する場合には、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の３年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の**貸借対照表及び損益計算書**	□

Ⅲ　「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！
贈与により取得した財産などを入力！
申告書が自動計算され便利に作成！

～「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成手順～

Ⅰ　生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します（61ページ参照）。

↓

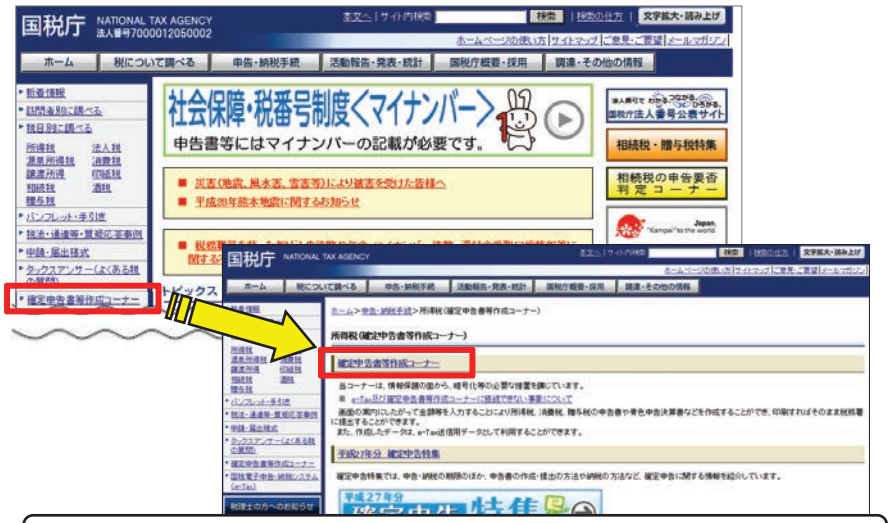
Ⅱ　贈与により取得した財産などを入力します（62～63ページ参照）。

↓

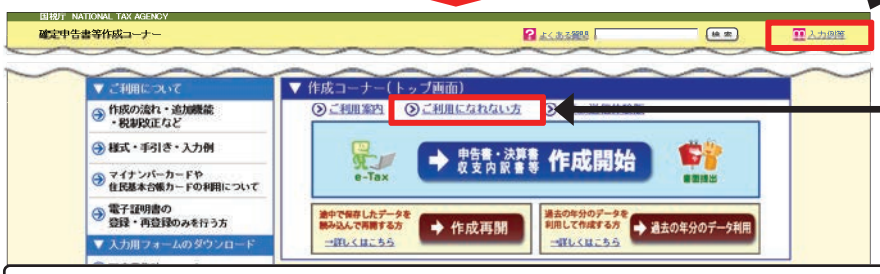
Ⅲ　e-Taxでデータ送信又は印刷して税務署に郵送等で提出します。

○　具体的な操作方法等は、次のとおりです。

国税庁ホームページ　※この画面は平成28年11月現在のものです。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。



「申告書・決算書・収支内訳書等　作成開始」ボタンをクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って入力し、作成する申告書等の選択　画面へ進みます。

60ページへ

※　お使いのパソコン等の環境により、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。

入力例等

「確定申告書等作成コーナー」の「入力例等」では、この冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例１・２】（22・24ページ）→「一般の贈与の場合（暦年課税）編」
【事例３】（26ページ）→「配偶者控除の特例の適用を受ける場合編」
【事例４】（28ページ）→「相続時精算課税の適用を受ける場合編」
【事例５・６】（32・34ページ）→「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」

ご利用になれない方

相続時精算課税を選択し、特定贈与者が５名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が３名以上いる場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用になれない方」でご確認ください。

【入力例】確定申告書等作成コーナーを利用して申告書（暦年課税）を作成する場合

私（37歳）は、父から平成28年８月６日に現金500万円の贈与を受けました。
「特例税率」（２ページ参照）を適用した暦年課税の申告書を、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成します。

※　「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス方法については、59ページを参照してください。

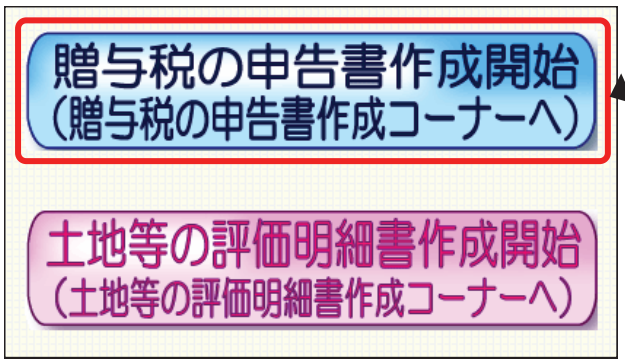
はじめに

❶ 平成28年分の申告書等の作成 画面で、贈与税を選択します。



この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、贈与税 コーナーへ をクリックしてください。

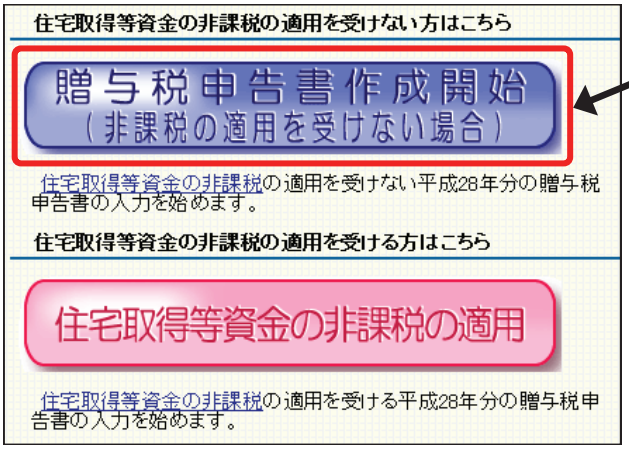
❷ 贈与税の申告書の作成を開始する前に 画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。



この事例では、現金の贈与について贈与税の申告書を作成しますので、贈与税の申告書作成開始（贈与税の申告書作成コーナーへ） をクリックしてください。

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、「土地等の評価明細書作成コーナー」を利用して財産の評価を行うことができます。

❸ 作成開始 画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。

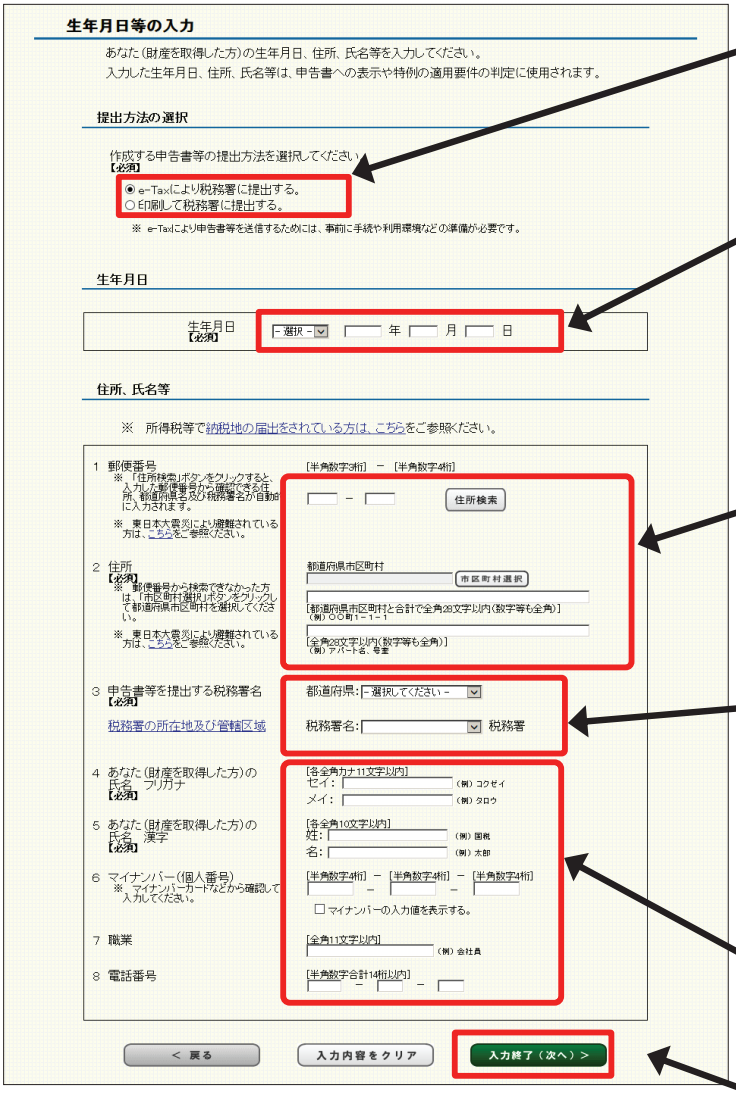


この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を受けませんので、贈与税申告書作成開始（非課税の適用を受けない場合） をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても 住宅取得等資金の非課税の適用 をクリックします。

Ⅰ　生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します。

❶ 生年月日等の入力画面で、生年月日等を入力し、入力終了（次へ）＞をクリックします。



作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方（財産を取得した方）の生年月日を入力してください。
入力した生年月日により、平成28年１月１日において20歳以上か判定します。

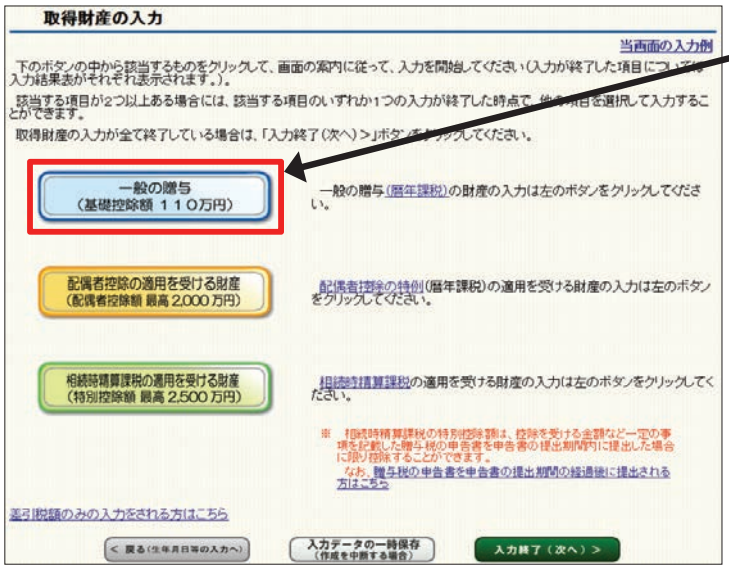
申告される方（財産を取得した方）の住所を入力してください。
なお、郵便番号を入力の上、住所検索をクリックすると住所欄に対応する住所が表示されます。
また、市区町村選択をクリックして都道府県から市区町村を選択することもできます。

申告書等を提出する税務署を選択してください。
なお、住所検索から住所を入力した場合には自動で表示されますので、表示された申告書等を提出する税務署を確認してください。

申告される方（財産を取得した方）の氏名、マイナンバー（個人番号）、職業及び電話番号を入力してください。

入力が終わったら、入力終了（次へ）＞をクリックしてください。

❷ 取得財産の入力画面で、課税方式などを選択します。



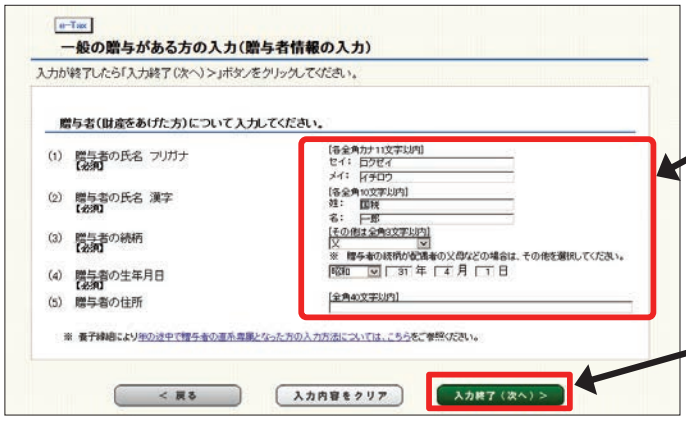
この事例では、暦年課税により申告しますので、一般の贈与（基礎控除額 １１０万円）をクリックしてください。

贈与税の配偶者控除の特例（64ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、配偶者控除の適用を受ける財産（配偶者控除額 最高2,000万円）をクリックします。

相続時精算課税（４ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高2,500万円）をクリックします。

Ⅱ　贈与により取得した財産などを入力します。

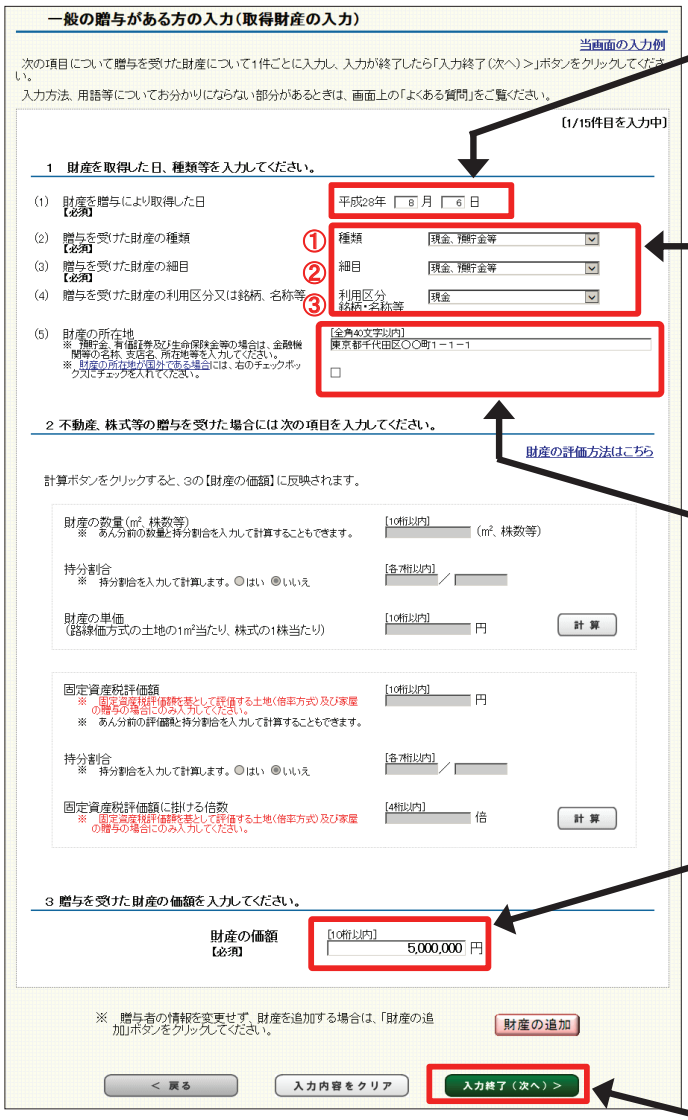
❶ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、贈与者の氏名や住所などを入力し、入力終了（次へ）＞をクリックします。



贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。
選択した続柄により、申告される方（財産を取得した方）の直系尊属か判定します。

入力が終わったら、入力終了（次へ）＞をクリックしてください。

❷ 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、入力終了（次へ）＞をクリックします。



贈与により財産を取得した日を入力してください。

贈与により取得した財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。
この事例では、贈与により取得した財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与により取得した財産の所在地を入力してください。
なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

贈与により取得した財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、計 算 をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与により取得した財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、財産の追加 をクリックし、同様の操作により取得した財産の入力を行ってください。

入力が終わったら、入力終了（次へ）＞をクリックしてください。

❸ 取得財産の入力（一般の贈与） 画面で、入力内容を確認します。



62ページの❶及び❷の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、修 正 又は 削 除 をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産を贈与により取得している場合は、一般の贈与（暦年課税）の財産を追加する をクリックすることにより、62ページの❷の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、入力終了（次へ）> をクリックしてください。

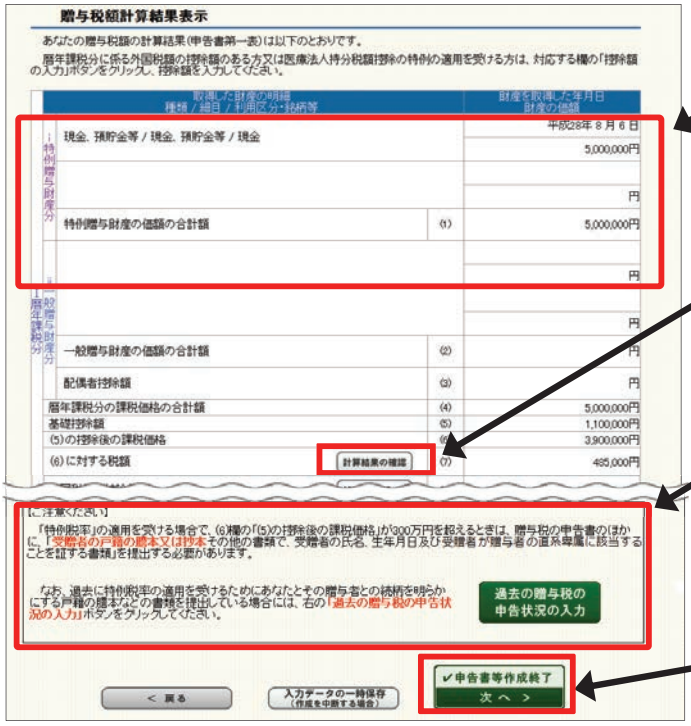
❹ 取得財産の入力 画面で、入力漏れがないか確認します。



他の贈与者から贈与により取得した財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、贈与者を追加する をクリックすることにより、62ページの❶及び❷の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、入力終了（次へ）> をクリックしてください。

❺ 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。



贈与により取得した財産について入力した内容が表示されているか確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、過去の贈与税の申告状況を入力することで、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、✔申告書等作成終了 次へ > をクリックしてください。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。
書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

※ e-Taxを利用して申告する場合の添付書類のイメージデータ送信については、裏表紙をご覧ください。

Ⅳ　各種特例の概要等

1　贈与税の配偶者控除の特例

(1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年３月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

（注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ　贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

	要　　件
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が 20 年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	２の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年３月 15 日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

ロ　申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、27ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

2　住宅取得等資金の非課税

(1) 特例の概要

平成 27 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

○　受贈者ごとの非課税限度額（注１）

イ　下記ロ以外の場合

住宅用の家屋の種類 ／ 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日（注３）	省エネ等住宅（66ページ参照）	左記以外の住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	1,200 万円	700 万円
平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	1,000 万円	500 万円
平成 33 年 4 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	800 万円	300 万円

ロ　住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合（注２）

住宅用の家屋の種類 ／ 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日（注３）	省エネ等住宅（66ページ参照）	左記以外の住宅
平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	3,000 万円	2,500 万円
平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円
平成 33 年 4 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	1,200 万円	700 万円

(注)1　受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成 31 年３月 31 日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成 31 年４月１日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記イ及びロの表の金額のうちいずれか多い金額となります。

2　個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。

3　この特例の適用を受けるためには、平成33年12月31日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけではなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります（住宅用の家屋の新築等の日及び入居日などの要件については66ページ以降をご参照ください。）。

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税（４ページ参照）にあっては特別控除（2,500万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母や祖父母からの贈与に限られます。

「省エネ等住宅」(注1)

省エネ等住宅とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級４若しくは一次エネルギー消費量等級４以上であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）３以上であることをいいます。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類(注4)		証明対象の家屋
A	住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(注2) ④ 増改築等をした住宅用の家屋(注3)
B	建設住宅性能評価書の写し	
C	次のａ及びｂの書類	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
	ａ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し	
	ｂ 住宅用家屋証明書（その写し） 又は 認定長期優良住宅建築証明書	
D	次のｃ及びｄの書類	
	ｃ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し	
	ｄ 住宅用家屋証明書（その写し） 又は 認定低炭素住宅建築証明書	

（注）1　平成 27 年３月 31 日までに住宅性能証明書などの申請があった場合は、省エネルギー対策等級４相当である住宅用の家屋も対象となります。

平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 までの間に住宅性能証明書などの申請があった場合には、断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４以上相当である住宅用の家屋も対象となります。

2　**建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合**は、その取得の日前２年以内又は取得の日以降に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。

3　**住宅用の家屋の増改築等をした場合**に、省エネ等基準に適合させるための工事であることについての証明がされた「増改築等工事証明書」を、「住宅性能証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」に代えることができます。

4　上記の証明書などの発行については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。

(2) 適用要件

イ　受贈者の要件

	要　　件
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 （注）　配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には該当しませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に該当します。
2	贈与を受けた年の１月１日において、20 歳以上であること。
3	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000 万円以下であること。
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと。
5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
6	贈与を受けた年の翌年３月 15 日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をすること。 （注）　受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。
7	贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること(注)。 （注）　贈与を受けた時に日本国内に住所を有しない人であっても、次の①又は②のいずれかに該当する場合は対象となります。 ①　贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前５年以内に日本国内に住所を有していたこと。 ②　贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。
8	贈与を受けた年の翌年３月 15 日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。 （注）　贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできませんので修正申告が必要となります（70ページの≪適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について≫参照）。

（注）　**「合計所得金額」**とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※　申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の２分の１の金額
ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

ロ　住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A　新築又は取得の場合の要件

<table>
<tr><th colspan="2">要　　件</th></tr>
<tr><td>1</td><td>新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>取得した住宅が次のいずれかに該当すること。
① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの
（注） 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。
③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの
<table>
<tr><td>a</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr>
<tr><td>b</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr>
<tr><td>c</td><td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td></tr>
</table>
（注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前２年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前２年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の日前２年以内に締結されたものに限ります。
④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、平成 29 年３月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき次に掲げる証明書等により証明がされたもの
<table>
<tr><th></th><th>申請書等</th><th>証明書等</th><th>（参考）耐震改修を行うことについての申請先</th></tr>
<tr><td>a</td><td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td><td>耐震基準適合証明書</td><td>都道府県知事等</td></tr>
<tr><td>b</td><td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td><td>耐震基準適合証明書</td><td>建築士
指定確認検査機関
登録住宅性能評価機関
住宅瑕疵担保責任保険法人</td></tr>
<tr><td>c</td><td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td><td>登録住宅性能評価機関</td></tr>
<tr><td>d</td><td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td><td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td><td>住宅瑕疵担保責任保険法人</td></tr>
</table>
（注）1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。
2 証明書等は、平成 29 年３月 15 日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。
3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級１、２又は３であるものに限ります。
4 申請や証明などの詳細については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。</td></tr>
</table>

B　増改築等の場合の要件

	要　　件
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等に係る工事が、自己が所有し、かつ居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明されたものであること。 a　確認済証の写し b　検査済証の写し c　増改築等工事証明書（注） （注）　増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の２分の１以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること。

（注）　**「新築」**には、贈与を受けた年の翌年３月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
　また、**「増改築等」**には、贈与を受けた年の翌年３月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
　なお、**「取得」**の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を**建売住宅又は分譲マンションの取得**の対価に充てている場合であっても、**贈与を受けた年の翌年３月 15 日までにその引渡しを受けていなければ、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。**

ハ　申告の手続

この特例は、**贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（**Ⓐ－１**（40ページ）又は**Ⓐ－２**（42ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q＆A　父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

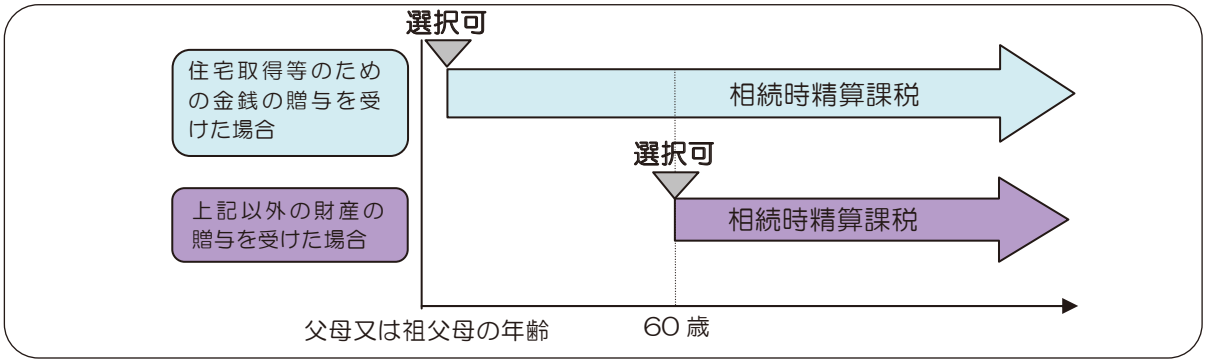
問：　私は平成28年中に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受け、その資金で同年中に省エネ等住宅（66ページ参照）の取得に係る契約を締結し、居住を開始しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられますか。

答：　平成28年中に省エネ等住宅の取得に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、受贈者１人について1,200万円が限度となります（65ページの「〇　受贈者ごとの非課税限度額」参照）ので、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×２人）のうち1,200万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。
　なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

3　住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成 15 年１月１日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の１月１日において 60 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) **適用要件**

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ　受贈者の要件

次の要件のいずれかに該当するほか「住宅取得等資金の非課税」の**「イ　受贈者の要件」**(66ページ参照)**の２、５、６、７及び８の要件**のいずれにも該当する必要があります。

要　　件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人であること。
2	贈与を受けた時に贈与者の孫であること。

ロ　住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A　新築又は取得の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ　住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の**「A　新築又は取得の場合の要件」**(67ページ参照)**の２の要件**に該当する必要があります。

要　　件
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

B　増改築等の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ　住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の**「B　増改築等の場合の要件」**(68ページ参照)**の２及び３の要件**に該当する必要があります。

要　　件
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

(注)　**「新築」**には、贈与を受けた年の翌年３月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

また、**「増改築等」**には、贈与を受けた年の翌年３月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、**「取得」**の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を**建売住宅又は分譲マンションの取得**の対価に充てている場合であっても、**贈与を受けた年の翌年３月 15 日までにその引渡しを受けていなければ、この特例の適用を受けることはできません。**

ハ　申告の手続

この特例は、**贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（**Ⓑ－１**（44ページ）又は**Ⓑ－２**（46ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q＆A　「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問：　私は、平成 27 年中に父（満 57 歳）から住宅取得のための資金として 2,000 万円の贈与を受け、平成 27 年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。
　平成 28 年中に父から、自動車の購入資金として 300 万円の贈与を受けました。
　私の平成 28 年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答：　「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が 60 歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。
　したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の１の金額が２の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

1　住宅借入金等の年末残高の合計額
2　住宅用の家屋の新築、取得若しくは増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）又は住宅用家屋の高齢者等居住改修工事等、（特定）断熱改修工事等を含む増改築等若しくは特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等（以下「住宅の増改築等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注１）から、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた部分の金額を差し引いた額（注２）

（注）1　１の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。
2　平成 23 年６月 30 日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に関する契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成 28 年分の贈与税の申告をした人が、次の１又は２の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成 30 年２月 28 日（水）までに、平成 28 年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成 28 年分の贈与税の申告で、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の１又は２の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

1　「平成 29 年３月 15 日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「平成 29 年３月 15 日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人」が、平成 29 年 12 月 31 日までにその住宅用の家屋に居住していない場合
2　「平成 29 年３月 15 日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「平成 29 年３月 15 日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人」が、平成 29 年 12 月 31 日までにその住宅用の家屋に居住していない場合

4　震災に係る住宅取得等資金の非課税

(1) 特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、**平成27年１月１日から平成33年12月31日まで**の間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（65ページ参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、**その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後１年を経過する日まで**の間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次ページのイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

なお、次ページのロの表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日が平成 31 年４月１日から平成 33 年 12 月 31 日までの間の契約で、かつ、住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10％であるときに限られます。

（注）　一定の要件については、「住宅取得等資金の非課税」（65ページ）と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

○　受贈者ごとの非課税限度額（注１）

イ　下記ロ以外の場合

住宅用の家屋の種類 ／ 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日（注３）	省エネ等住宅（66ページ参照）	左記以外の住宅
平成 33 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円

ロ　住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合（注２）

住宅用の家屋の種類 ／ 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日（注３）	省エネ等住宅（66ページ参照）	左記以外の住宅
平成 31 年 ４ 月 １ 日から 平成 32 年 ３ 月 31 日まで	3,000 万円	2,500 万円
平成 32 年 ４ 月 １ 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円

（注）1　受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成 31 年３月 31 日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成 31 年４月１日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記イ及びロの表の金額のうちいずれか多い金額となります。

2　個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として、消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。

3　震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けるためには、平成 33 年 12 月 31 日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけではなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります。

4　「住宅取得等資金の非課税」（65ページ）の適用を受ける人（又は受けた人）、平成26年分以前の年分において「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（70ページ）の適用を受けた人は、原則として、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができません。

ただし、平成 22・24 年度の各税制改正前の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができる場合があります。

(2) 適用要件

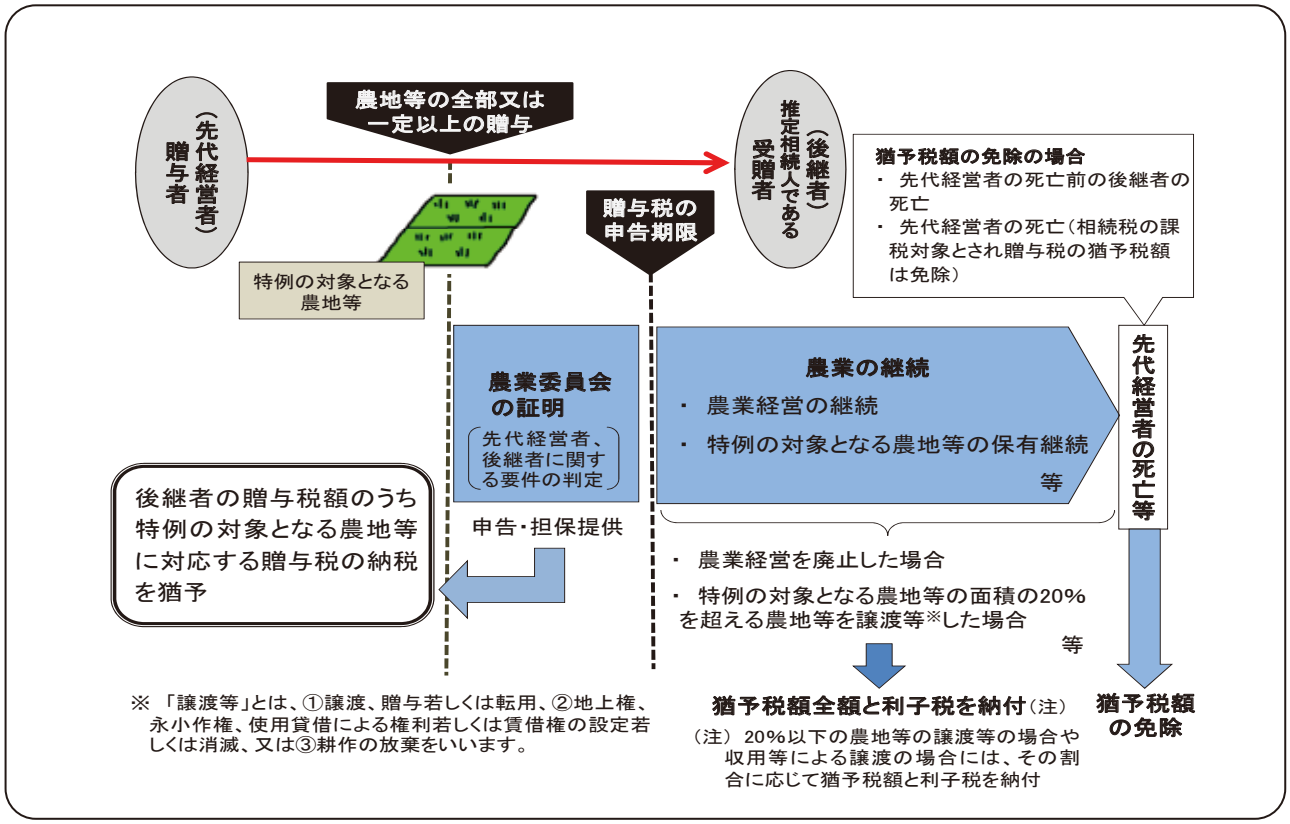
この特例の適用を受けるためには、チェックシート**Ⓒ－１**（47ページ）又は**Ⓒ－２**（49ページ）に掲げる要件に該当する必要があります。

また、この特例は、**贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（**Ⓒ－１**（48ページ）又は**Ⓒ－２**（50ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

○　国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

5　農地等についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等（(注)1 参照）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等（「特例農地等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません（74ページの（3）参照）。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

（注）1　農地等とは、農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第 36 条第 1 項各号（次の(1)から(5)の場合をいいます。）に該当するとき（次の(1)から(5)の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）及び採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）並びに準農地をいいます。

(1)　農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき

(2)　農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第 35 条第 1 項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同条第 3 項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき

(3)　農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき

(4)　利用意向調査を行った日から起算して 6 か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき

(5)　上記(1)から(4)までのほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき

2　特定市街化区域農地等とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含み

ます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

3　都市営農農地等とは、都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成３年１月１日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は第 15 条第１項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。

4　準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10 年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ　贈与者の要件

贈与の日まで３年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

	要　　件
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき。 （注）過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ　受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの１人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

	要　　件
1	贈与を受けた日において、年齢が 18 歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き３年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。
4	農業委員会の証明の時において、効率的かつ安定的な農業経営の基準として、次のいずれかに該当する農業経営を行っていること。 ①　農業経営基盤強化促進法第12条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。 ②　農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること。 ③　農業経営基盤強化促進法第６条第１項の規定による市町村が定めた基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること。 （注）　4の要件は、平成28年４月１日以後に贈与により取得をした農地等に係る贈与税について適用されます。

（注）　贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ　農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の３分の２以上の面積のもの」及び「準農地の３分の２以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

（注）　今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、一括して贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

ニ　申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、54ページの表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）**に提出**するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、９ページのハを参照してください。

ホ　納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から３年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

（注）　継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ　農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 （注）　譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農地等に民法第269条の２第１項に規定する地上権の設定があった場合でその農地等において受贈者が引き続き耕作等を行うときや、農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について農地法第36条第１項の規定による勧告（農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会等から所轄税務署長に対し、農地が利用意向調査に係るものであって、農地法第36条第１項各号（72ページの(注)1参照）に該当する旨の通知をするときにおけるその通知をいいます。）があったことをいいます。）も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後 10 年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ　利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（※）が 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

（算式）

$$3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※　特例基準割合
　各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合

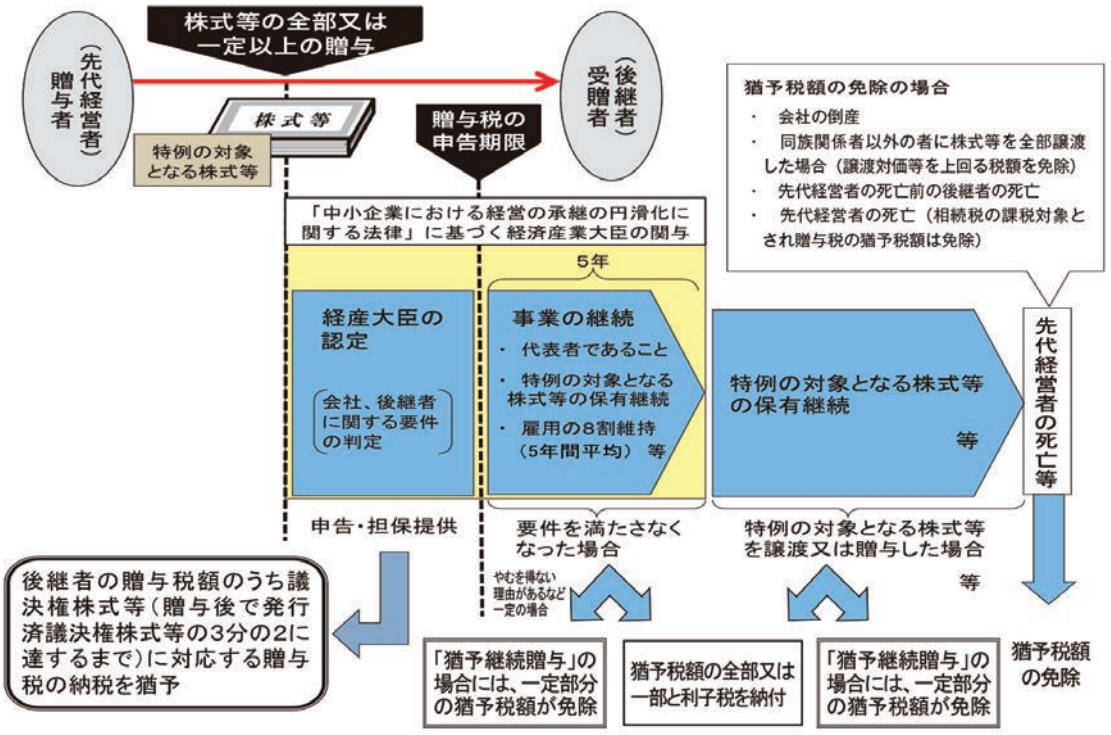
ハ　特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例

平成26年４月１日から平成33年３月31日までの間に、特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が０（零）に軽減されます。

なお、利子税の特例の適用を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

6　非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例

（1）特例の概要



（注）　猶予継続贈与とは、経営承継受贈者が特例の対象となる株式等を後継者に贈与し、贈与を受けた後継者がこの特例の適用を受ける場合におけるその贈与をいいます。

会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与により先代経営者である贈与者から、その贈与者が保有する経済産業大臣の認定（注１）を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、原則としてその非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」といいます。）は、原則として贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡の時に免除されます。

また、上記以外にも、猶予継続贈与が行われた場合のほか、贈与税の申告期限後５年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます（注２）。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の日前に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、特例受贈非上場株式等のうちに猶予継続贈与により取得した特例受贈非上場株式等がある場合には、納税猶予の期限、免除の事由など、この「６非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

（注）１　この特例の適用を受けるためには、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。この認定を受けるための具体的な要件及び手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。なお、平成 28 年分の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成 29 年１月 16 日（月）までにその申請を行う必要があります。

２　免除に際しては、76ページの「株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合」の表の①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から６か月以内、③又は④に該当した場合には、後継者が特例受贈非上場株式等の贈与について贈与税の期限内申告書を提出した日から６か月以内、⑤又は⑥に該当した場合には、その該当することとなった日から２か月以内、⑦に該当することとなった場合には、認可の決定があった日から２か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合	
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合
③	贈与税の申告期限後５年以内に、経営承継受贈者が、やむを得ない理由により特例受贈非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった場合において、その特例受贈非上場株式等について租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第３号の贈与をした場合
④	贈与税の申告期限後５年を経過した後に、経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等について租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第３号の贈与をした場合
⑤	贈与税の申告期限後５年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ　経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項に定める特別の関係のある者（「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。）以外の者のうちの一人の者として一定の要件を満たす者に対して行う場合又は民事再生法若しくは会社更生法の規定による認可の決定（再生計画の認可の決定に準ずる一定の場合を含みます。）を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。） ロ　特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ　特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
⑥	贈与税の申告期限後５年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合
⑦	贈与税の申告期限後５年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定（再生計画の認可の決定に準ずる一定の場合を含みます。）があった場合において、会社が有する資産について一定の評定が行われたとき

（注）　特例受贈非上場株式等のうちに猶予継続贈与により取得した特例受贈非上場株式等がある場合には、上記①及び②の事由と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

イ　贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

	要　　件
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること。
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の 50%超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと。
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記２のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、上記２と同様の保有状況であったこと。
4	贈与の時において会社の代表権を有していないこと。

（注）1　「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（以下、ロにおいて同じです。）。
2　「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項に定める特別の関係のある者をいいます。
3　「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます（以下、ロにおいて同じです。）。

ロ　経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、次のいずれにも該当する人であること。

	要　　件
1	贈与の日において 20 歳以上であること。
2	贈与の時において会社の代表権を有していること。
3	贈与の時において、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の 50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること。
4	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限（提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き特例受贈非上場株式等の全てを保有していること。
5	贈与の日まで引き続き３年以上、会社の役員であること。

（注）1　経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社１社につき１人に限ります。
2　「会社の役員」とは、会社法第 329 条第１項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます。

ハ　会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

	要　　件
1	経済産業大臣の認定を受けていること。
2	贈与の時において常時使用する従業員の数が１人以上であること。 なお、特例の対象となる会社の特別関係会社（注１）が会社法第２条第２号に規定する外国会社に該当する場合（注２）には、常時使用する従業員の数が５人以上であること。
3	資産保有型会社又は資産運用型会社（一定の要件を満たすものを除きます。）（注３）に該当しないこと。
4	風俗営業会社（注４）に該当しないこと。
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（注５）が零を超えていること（注６）。
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第 108 条第１項第８号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと。
7	中小企業者（注７）であること。
8	贈与前３年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時におけるその資産の価額（注８）の合計額が贈与の時における会社の資産の価額の合計額の 70%以上でないこと。
9	会社の特定特別関係会社（注９）が非上場会社に該当すること。
10	会社の特定特別関係会社（注９）が風俗営業会社に該当しないこと。
11	会社の特定特別関係会社（注９）が中小企業者であること。

（注）1　特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第６項に規定する会社をいいます。

2　会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第 40 条の８第８項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限ります。

3　資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号又は第９号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の 70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の 75%以上の会社などをいいます。

なお、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、(a) 贈与の日まで引き続き３年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付け（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第40条の８第10項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付けを除きます。）などの業務を行っていること、(b) 贈与の時において常時使用する経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする親族以外の従業員の数が５人以上であること、(c) 贈与の時において、その会社が (b) の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たすものを除きます。(以下、78ページの (3) イにおいて同じです。)。

4　風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

5　総収入金額とは、会社の総収入金額のうち会社計算規則第 88 条第１項第４号に掲げる営業外収益及び同項第６号に掲げる特別利益以外のものをいいます。

6　贈与の日がその贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。

7　中小企業者とは、円滑化法第２条各号のいずれかに該当する会社をいいます。

8　その会社が贈与の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。

9　特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第７項に規定する会社をいいます。

ニ　特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、次表の①に該当する場合には次表中の限度数（a）の全部、②に該当する場合には次表中の限度数（$c \times \frac{2}{3} - b$）以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次の a、b、c の数を基に次表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も次表に準じます。）。

「a」…　贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「b」…　経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「c」…　贈与の時における会社の発行済株式等の総数

区　　分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
①	a＋b＜ｃ×$\frac{2}{3}$の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数(a)
②	a＋b≧ｃ×$\frac{2}{3}$の場合	発行済株式等の総数の３分の２から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数を控除した数 （ｃ×$\frac{2}{3}$－b）

（注）1　「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。
2　この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。
3　ｃ×$\frac{2}{3}$の計算において１株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

ホ　申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、58ページの表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）**に提出**するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（特例受贈非上場株式等でなくても差し支えありません。）**を提供**する必要があります。

（注）1　特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
2　非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、次に掲げる書類を提出することにより、株券を発行することなく非上場会社の株式を担保として提供することができます。詳しくは税務署（管理運営担当）にお尋ねください。

株券が発行されていない場合の担保提供関係書類
・受贈者が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※　質権設定後に、会社法第 149 条第１項の書面を提出する必要があります。

ヘ　納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後５年間は毎年、５年経過後は３年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、詳しくは税務署にお尋ねください。

（注）　継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切られ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 株式等納税猶予税額の納付

イ　株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署にお尋ねください。

（主な場合）

①	特例受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
②	申告期限後５年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合（一定の場合を除きます。）
③	申告期限後５年間の平均で、贈与時の雇用の８割を維持できなかった場合
④	会社が資産保有型会社又は資産運用型会社（一定の要件を満たすものを除きます。）に該当した場合
⑤	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

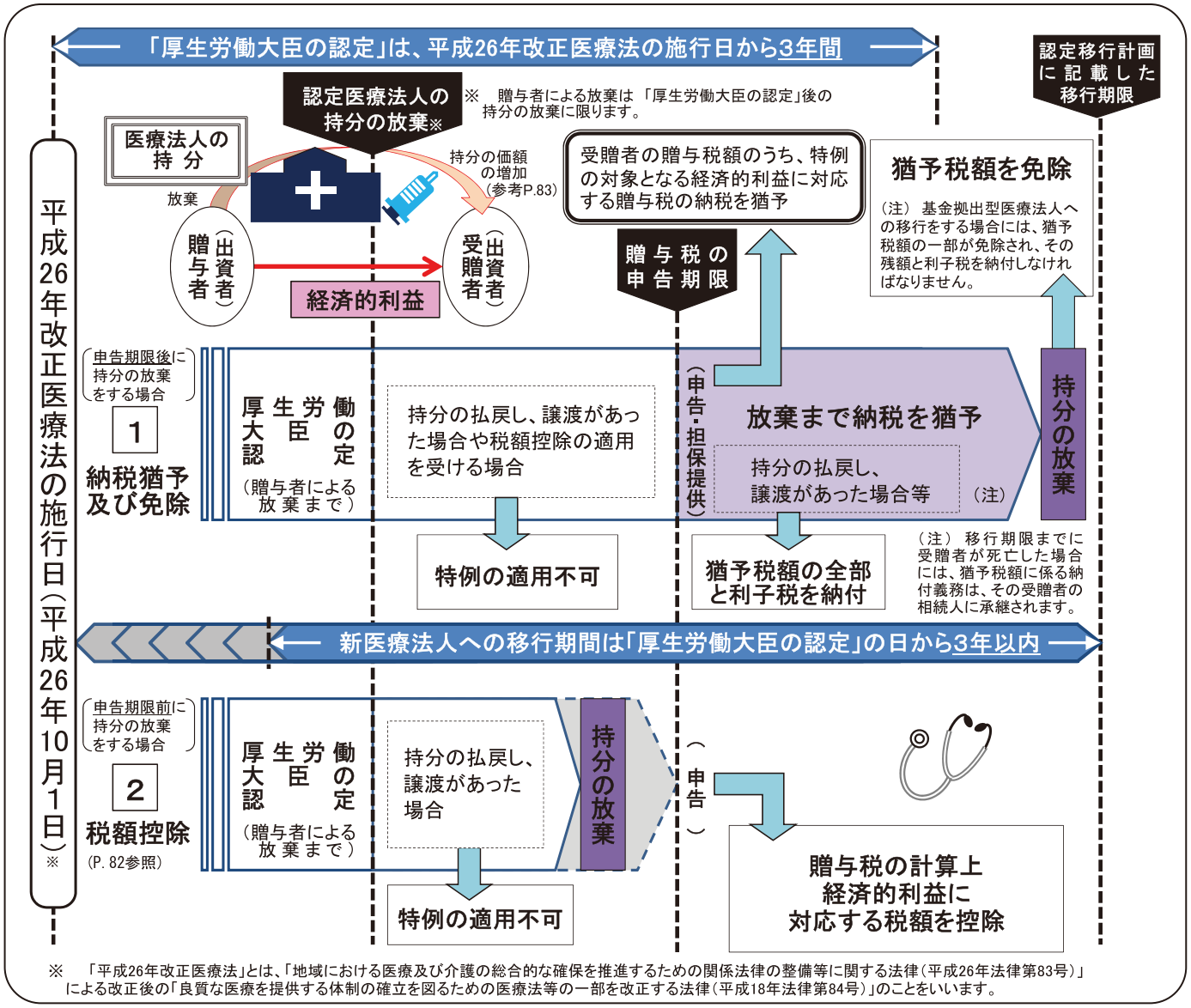
ロ　利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6％の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合（74ページのロ参照）が年7.3％に満たない場合には、その年中においては74ページのロの算式により計算した割合(0.1％未満の端数切捨て)になります。

7　医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例

特例の概要は、次の図のとおりです。



※　「平成26年改正医療法」とは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」による改正後の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」のことをいいます。

1　医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例

(1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益（10ページの「ロ　贈与を受けたものとみなされる財産」の「６」の利益をいいます。）の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。）。

この医療法人持分納税猶予税額は、次に掲げる場合に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

◎　医療法人持分納税猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次の①又は②に掲げる場合に該当することとなったとき（一定の場合を除きます。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税は、届出書を提出することにより、免除されます。

区　分		届出により免除される額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄※1した場合	医療法人持分納税猶予税額（全額）
②	認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄※1し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出※2したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※1　厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書（医療法施行規則附則様式７）」を認定医療法人に提出することにより放棄しなければなりません。

2　基金として拠出した額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額と利子税は免除されません。

また、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合
③	認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、**「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」**（82ページ）の適用を受ける場合

（注）1 「認定医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の４第１項に規定する認定医療法人をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月１日）から起算して３年を経過する日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人に限ります。

「厚生労働大臣の認定」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の３第１項の規定による厚生労働大臣の認定をいい、「医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の２に規定する経過措置医療法人（平成19年４月１日前に設立された社団たる医療法人又は同日前に医療法第44条第１項の規定による認可の申請をし、同日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第５項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者以外の者を規定しているものをいいます。）をいいます。

2 「認定移行計画」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の４第２項に規定する認定移行計画をいいます。

なお、認定移行計画に記載する平成18年医療法等改正法附則第10条の２に規定する新医療法人（社団たる医療法人であって、その定款に残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第５項に規定する国若しくは地方公共団体又は厚生労働省令で定める一定の者を規定しているものをいいます。）への移行期限は、厚生労働大臣の認定の日から起算して３年を超えない範囲内のものであることが認定の要件となっています。

3 「基金拠出型医療法人」とは、平成18年医療法等改正法附則第10条の３第２項第１号ハに規定する基金拠出型医療法人をいいます。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ　贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分を有していた人であること。

ロ　受贈者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）であること。

ハ　特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

ニ　申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、次の表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期限内**（６ページ参照）**に提出**するとともに、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保**（この特例の適用に係る認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。）**を提供**する必要があります。

添　付　書　類	
1	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し

（注） 受贈者が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。その際の提出書類は次に掲げるとおりです。詳しくは税務署（管理運営担当）にお尋ねください。

認定医療法人の持分の全てを担保とする場合の担保提供関係書類
・ 受贈者が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書 ・ 印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ・ 特例の適用に係る認定医療法人が、受贈者が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の２第１項第３号に規定する書類

(3) 医療法人持分納税猶予税額の納付

イ 医療法人持分納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限については、税務署にお尋ねください。

◎ 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

a	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
b	贈与税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合
c	認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
d	認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
e	認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
f	認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

◎ 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拠出型医療法人への移行をする場合において、受贈者が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の特例基準割合※が7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

（算式）

$$6.6\% \times \frac{\text{特例基準割合（※）}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合
各年の前々年の10月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合

(4) 納付義務の承継

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、この特例の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額の納付義務は、その受贈者の相続人が承継することになります（死亡した受贈者に係る医療法人持分納税猶予税額は、免除されません。）。

2 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例

(1) 特例の概要

認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合において、その受贈者がその放棄の時からその放棄による経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（(注)※１参照）したときには、その受贈者の贈与税額から放棄相当贈与税額を控除します（贈与税額から控除する放棄相当贈与税額を「医療法人持分税額控除額」といいます。）。

なお、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

①	認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合
②	認定医療法人の持分の譲渡をした場合

(注)「医療法人持分税額控除額」とは、贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を受贈者に係る贈与税の課税価格とみなして計算した金額のうち、その受贈者による認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額をいいます。

区　分		税額控除額
①	認定医療法人の持分の全てを放棄※1した場合	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額
②	認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄※1し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出※2したとき	医療法人持分納税猶予税額に相当する金額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

※１　厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則附則様式７）を認定医療法人に提出することにより放棄をしなければなりません。

２　基金として拠出した額に対応する部分の贈与税額は税額控除の対象となりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ　贈与者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分を有していた人であること。

ロ　受贈者の要件

認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分を有していた人（贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される人に限ります。）で、贈与者による認定医療法人の持分の放棄があった日から贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄（上記(1)の(注)※１参照）した人であること。

ハ　特例の対象となる経済的利益の要件

贈与者による認定医療法人（贈与者による持分の放棄があった日において、認定医療法人である医療法人に限ります。）の持分の放棄により受けた経済的利益で、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

ニ　申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に下表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期限内**（６ページ参照）**に提出**する必要があります。

添　付　書　類	
1	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
2	認定医療法人の認定移行計画の写し
3	贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
4	受贈者が認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
5	受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
6	**(1)の(注)②の場合**（認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拠出したとき）**に限ります。** 基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の９第３項又は医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）による改正前の医療法第50条第１項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し

8　医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例

(1) 特例の概要

医療法人の持分を有する人の死亡に伴い、その医療法人の持分を有する他の人の持分の価額が増加し、その持分の価額の増加による経済的利益について、相続税法第９条（10ページの「ロ　贈与を受けたものとみなされる財産」の「６」の利益を受けた時に、その利益を贈与（又は遺贈）により取得したものとみなす規定をいいます。）の適用がある場合において、７の1**医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例**（79ページ）又は2**医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例**（82ページ）のいずれかの特例の適用を選択したときは、その経済的利益については、贈与（遺言により持分が放棄された場合であっても贈与）により受けたものとみなされ、贈与税の課税価格に算入されます。

なお、その経済的利益については、相続税法第 19 条第１項の規定（相続開始前３年以内に贈与があった場合の相続税額の規定をいいます。）は適用されず、相続税の課税価格に加算されません。

(注)1　この特例は、受贈者が、上記７の1又は2のいずれかの特例の適用を受けることを選択した場合に限り、適用されます。

なお、受贈者が上記７の1の特例を選択する場合には、特例の適用に係る医療法人が贈与税の申告期限において、認定医療法人でなければなりません。また、受贈者が上記７の2の特例を選択する場合には、受贈者がその医療法人の持分の放棄をするときにおいて、その医療法人が認定医療法人でなければなりません。

2　この特例の適用を受ける場合には、遺言により持分が放棄され、医療法人の持分に係る経済的利益を遺贈で取得したとみなされるときであっても、その経済的利益は贈与により受けたものとみなされ、死亡した「医療法人の持分を有する人」は「贈与者」と、その経済的利益を受けた「医療法人の持分を有する他の人」は「受贈者」として、上記７の1又は2の特例の適用を受けることになります。

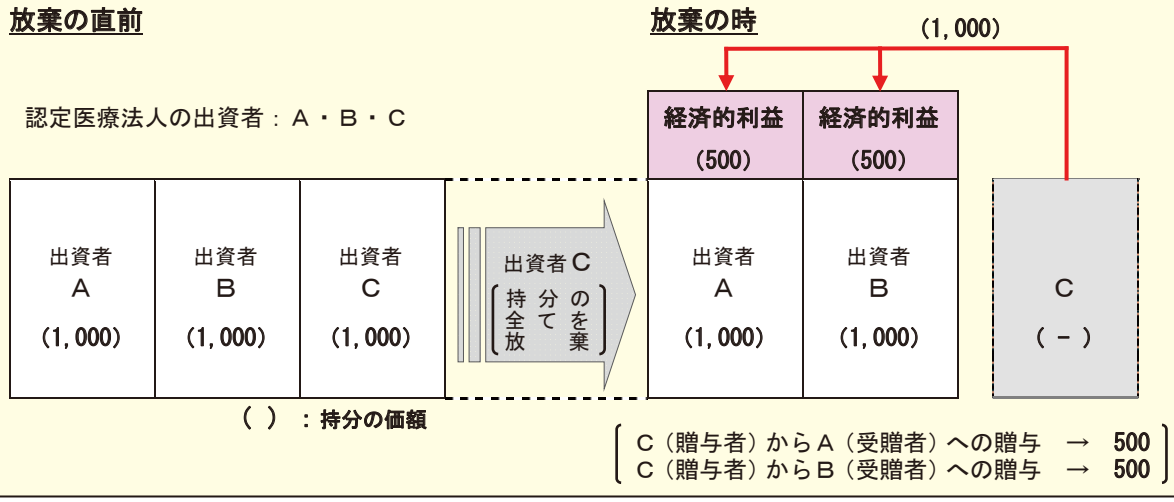
この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、上記７の1又は2の特例の適用を選択する旨を記載の上、その特例の適用に必要な書類（80ページ又は82ページの申告の手続をご参照ください。）を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期限内**（６ページ参照）**に提出**する必要があります。

上記のほか、この特例の適用要件の詳細については、税務署にお尋ねください。

【参考】「持分の価額の増加」（経済的利益）のイメージ



9　相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 特例の概要

被相続人である特定贈与者（６ページの３(注)2 参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（租税特別措置法第 69 条の５の特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林経営計画対象山林について５％減額する特例です。）を受けるためには、**贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）**に、贈与税の申告書に下記(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長**に届け出なければなりません。

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署にお尋ねください。

(2) 特定受贈森林経営計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第５項（森林法第 12 条第３項において読み替えて準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第２項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第３項において読み替えて準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第１項に規定する森林経営計画（注）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第２条第２項第２号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、森林法施行規則第 36 条第１号に規定する計画的伐採対象森林に限ります。）であること。

（注） 森林経営計画には、森林法第 11 条第５項第２号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第１項に規定する森林経営計画のうち森林法施行規則第 39 条第２項第２号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第３項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 届出等の手続

この届出をするためには、**贈与税の申告書の提出期間内**（６ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（87ページ参照）と31ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

（注） 「相続時精算課税選択届出書」及び31ページの「添付書類」は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成27年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添　付　書　類	
1	平成＿年分　特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し
3	２の森林経営計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

（注） 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署にお尋ねください。

10　災害により被害を受けた場合

○　課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の１以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の１以上であること。

○　震災に係る住宅取得等資金の非課税

「震災に係る住宅取得等資金の非課税」については70ページの４を参照してください。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

平成28年分以降用

（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の１月１日において 20 歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	Ⓐ	円
基礎控除額	Ⓑ	1,100,000 円
Ⓑの控除後の課税価格【Ⓐ-Ⓑ】	Ⓒ	,000 円
Ⓒに対する税額 ※　下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	Ⓓ	円

（例）特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

（特例贈与財産の価額の合計額（Ⓐ）から基礎控除額（Ⓑ）を控除した課税価格（Ⓒ）に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額（Ⓓ）を計算します。）

Ⓐ6,000,000 円－Ⓑ1,100,000 円＝Ⓒ4,900,000 円

Ⓒ4,900,000 円×20%（特例税率）－300,000 円（控除額）＝Ⓓ680,000 円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	－	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

＜ご注意ください！＞　「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格※が 3,000 千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

● 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の②の金額）	Ⓐ	円
配偶者控除額（申告書第一表の③の金額）	Ⓑ	円
基礎控除額	Ⓒ	1,100,000 円
ⒷⒸの控除後の課税価格【Ⓐ-Ⓑ-Ⓒ】	Ⓓ	,000 円
Ⓓに対する税額 ※　下記の【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	Ⓔ	円

（例）一般贈与財産 14,000,000 円を取得した場合
（配偶者控除 10,000,000 円を適用する場合）

（一般贈与財産の価額の合計額（Ⓐ）から配偶者控除額（Ⓑ）及び基礎控除額（Ⓒ）を控除した課税価格（Ⓓ）に【速算表（一般贈与財産用）】を使用して税額（Ⓔ）を計算します。）

Ⓐ14,000,000 円－Ⓑ10,000,000 円－Ⓒ1,100,000 円＝Ⓓ2,900,000 円

Ⓓ2,900,000 円×15%（一般税率）－100,000 円（控除額）＝Ⓔ335,000 円

【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	－	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

平成28年分以降用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「**特例税率**」及び「**一般税率**」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の①の金額）	Ⓐ	円
一般贈与財産の価額の合計額（申告書第一表の②の金額）	Ⓑ	円
配偶者控除額（申告書第一表の③の金額）	Ⓒ	円
暦年課税分の課税価格の合計額【Ⓐ+Ⓑ−Ⓒ】（申告書第一表の④の金額）	Ⓓ	円
基礎控除額	Ⓔ	1,100,000 円
Ⓔの控除後の課税価格【Ⓓ−Ⓔ】（申告書第一表の⑥の金額）	Ⓕ	,000 円
Ⓕの金額に「特例税率」を適用した税額 ※　下記の【速算表（特例贈与財産用）】を使用して計算します。	Ⓖ	円
特例贈与財産に対応する税額【Ⓖ×Ⓐ／Ⓓ】	Ⓗ	円
Ⓕの金額に「一般税率」を適用した税額 ※　下記の【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算します。	Ⓘ	円
一般贈与財産に対応する税額【Ⓘ×（Ⓑ−Ⓒ）／Ⓓ】	Ⓙ	円
税額（Ⓗ＋Ⓙ）（申告書第一表の⑦欄に転記します。）	Ⓚ	円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額（Ⓐ）と一般贈与財産の価額（Ⓑ）の合計額（Ⓓ）から基礎控除額（Ⓔ）を控除した課税価格（Ⓕ）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（Ⓖ・Ⓘ）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（Ⓚ）を計算します。

⑴　特例贈与財産に対応する税額（Ⓖ及びⒽ欄の計算）

Ⓕ13,900,000 円×40%（特例税率）−1,900,000 円（控除額）＝Ⓖ3,660,000 円

Ⓖ3,660,000 円×（Ⓐ5,000,000 円／Ⓓ15,000,000 円）＝Ⓗ1,220,000 円（注）1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

⑵　一般贈与財産に対応する税額（Ⓘ及びⒿ欄の計算）

Ⓕ13,900,000 円×45%（一般税率）−1,750,000 円（控除額）＝Ⓘ4,505,000 円

Ⓘ4,505,000 円×{（Ⓑ10,000,000 円−Ⓒ0 円）／Ⓓ15,000,000 円}＝Ⓙ3,003,333 円（注）1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

⑶　贈与税額の計算（Ⓚ欄の計算）

Ⓗ1,220,000 円＋Ⓙ3,003,333 円＝Ⓚ4,223,333 円

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「**特例贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**特例税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	−	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

＜ご注意ください！＞　「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格※が 3,000 千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100 千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「**一般贈与財産**」といいます。）に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	−	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

相続時精算課税選択届出書（様式）

（平成28年分以降用）

相　続　時　精　算　課　税　選　択　届　出　書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

受贈者		
	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名（生年月日）	㊞ （大・昭・平　　年　　月　　日）
	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成＿＿年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成　　年　　月　　日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

３　添付書類

次の（１）～（４）の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）□　**受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類
①　受贈者の氏名、生年月日
②　受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

（２）□　**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成15年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注）　受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、（２）の書類の添付を要しません。

（３）□　**特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
（注）１　添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。
２　（１）の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、（３）の書類の添付を要しません。

（４）□　**特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成15年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
（注）１　租税特別措置法第70条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））の適用を受ける場合には、「平成15年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
２　（３）の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後（租税特別措置法第70条の３の適用を受ける場合を除きます。）又は平成15年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、（４）の書類の添付を要しません。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿								確認	

※欄には記入しないでください。

（資５－４２－Ａ４統一）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

書　き　か　た　等

1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4　「１　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5　「２　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の２の６第１項の規定の適用により、相続税法第 21 条の９第１項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の１月１日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の２の６第１項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6　「３　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

なお、（３）の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。

7　その他

（１）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（２）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

本人確認書類（写）添付台紙

住　所 （又は 事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏　名	

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書や申請書等を提出する際は、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要となります。

本人確認書類の写しを添付する場合は、この台紙に貼って、申告書や申請書等と一緒に提出してください。

のりしろ

◆　マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

（マイナンバーカード表面）



（マイナンバーカード裏面）



◆　マイナンバーカードをお持ちでない方

「①番号確認書類」の**写し**と「②身元確認書類」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

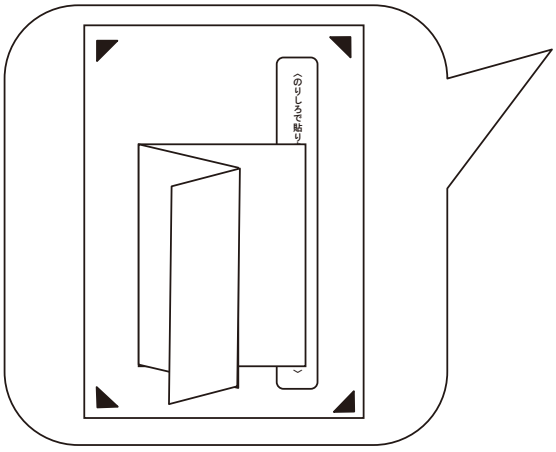
※　原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

① 番 号 確 認 書 類
《本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》 ● 通知カード ● 住民票の写し （マイナンバーの記載があるものに限ります。） などのうちいずれか１つ

② 身 元 確 認 書 類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》 ● 運転免許証　● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート　● 身体障害者手帳 ● 在留カード などのうちいずれか１つ

※　のりしろに貼りきれない大きな書類の写しを本人確認書類として提出する場合は、この台紙の裏面部分に貼ってください。

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉



取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

<table>
<tr><th>種　　類</th><th colspan="3">細　　目</th><th>利　用　区　分　・　銘　柄　等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">土　　地
（土地の上に存する権利を含みます。）</td><td colspan="3">田</td><td rowspan="2">自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別</td></tr>
<tr><td colspan="3">畑</td></tr>
<tr><td colspan="3">宅地</td><td>自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別</td></tr>
<tr><td colspan="3">山林</td><td>普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の土地</td><td>原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）</td></tr>
<tr><td>家　　屋</td><td colspan="3">家屋（構造及び用途）、構築物</td><td>家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業(農業)用財産</td><td colspan="3">機械、器具、農機具その他の減価償却資産</td><td>機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など</td></tr>
<tr><td colspan="3">商品、製品、半製品、原材料、農産物等</td><td>商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">売掛金</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の財産</td><td>電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">有価証券</td><td rowspan="4">株式、出資</td><td colspan="2">上場株式等</td><td rowspan="5">その銘柄</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取引相場のない株式、出資</td><td>配当還元方式によったもの</td></tr>
<tr><td>その他の方式によったもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">公債、社債</td></tr>
<tr><td colspan="3">証券投資信託、貸付信託の受益証券</td></tr>
<tr><td colspan="3">現金、預貯金等</td><td>現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的</td></tr>
<tr><td colspan="3">家庭用財産</td><td>その名称と銘柄</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の財産（利益）</td><td colspan="3">生命保険金等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">立木</td><td>その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td>1　事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別
2　自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など
3　著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容</td></tr>
</table>

（参考）「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式　配当還元方式」や「出資　その他の方式」と記載していただいて差し支えありません。

メモ

メモ

贈与税の申告書は、
国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で作成！



○　作成した申告書は、e-Tax（電子申告）で送信又は印刷して郵送等で提出！

○　e-Tax で申告を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類については、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF 形式）により提出できます。

≪添付書類のイメージデータによる提出≫

1　対象となる添付書類

イメージデータで送信ができる添付書類は、戸籍の謄本や登記事項証明書などです。

なお、「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML 形式）により提出ができる添付書類については、イメージデータで提出することができません。

2　主な要件

(1) データ形式

イメージデータで送信可能なデータ形式は、「**PDF 形式**」です。

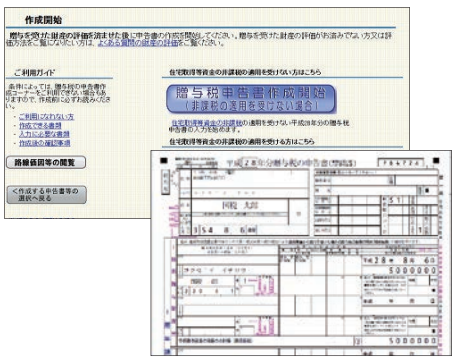
なお、PDF 形式のイメージデータの作成は、①添付書類（書面）をスキャナにより読み取り PDF 形式に変換する方法、②パソコンで作成した添付書類（文書データ等）をソフトウェアで PDF 形式に変換する方法などがあります。

(2) 送信方法

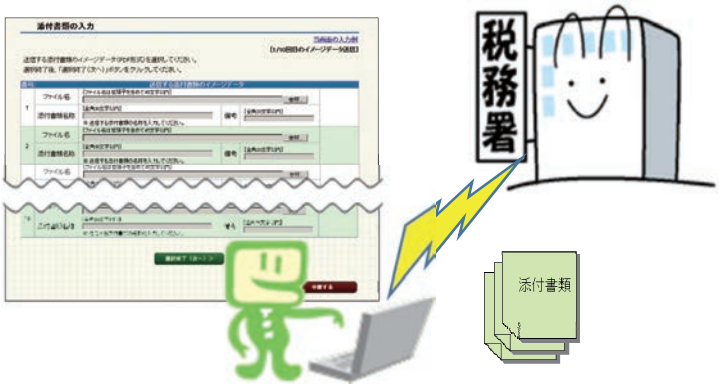
「確定申告書等作成コーナー」の「贈与税の申告書作成コーナー」により、e-Tax で申告書等データを送信後に、一連の流れで添付書類のイメージデータを送信（追加送信方式）します。

なお、添付書類のイメージデータの送信可能回数は 10 回まで、1 回の送信当たり最大 16 ファイル（合計で約 1.1MB）のデータを送信することができます。

①申告書を作成・送信



②イメージデータを選択・送信



（注）　イメージデータで送信した添付書類の原本の保管や、イメージデータの作成に当たっての注意事項等は、e-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。